

官報

平成二十三年七月二十日

○第百七十七回国 衆議院會議録 第三十四号

平成二十三年七月二十日(水曜日)

平成二十三年七月二十日

午後四時 本会議

○本日の會議に付した案件

平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

午後四時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

○小宮山泰子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)、平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)、平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長中井治君。

平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)及び同報告書

平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中井治君登壇)

○中井治君 ただいま議題となりました平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)外一案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算の概要について申し上げます。この補正予算二案は、東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すため編成されたものであります。

一般会計予算については、歳出において、原子力損害賠償法等関係経費、被災者支援関係経費、東日本大震災復旧・復興予備費、地方交付税交付金などを計上し、歳入においては、前年度剰余金の受け入れを計上しております。

この結果、補正後の平成二十三年度一般会計予算の総額は、第一次補正後予算に対し歳入歳出ともに一兆九千九百八十八億円増加して、九十四兆七千五百五十五億円となっております。

関連して、特別会計予算についても所要の補正を行うこととしております。

この補正予算二案は、七月十五日日本委員会に付託され、同日野田財務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日及び本日質疑を行ったものであります。質疑の詳細は、會議録により御承知願いたいと存じます。

本日、質疑終局後、みんなの党から、補正予算二案につき撤回して編成替えを求める動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算二案及び動議について討論、採決を行いました結果、動議は否決され、平成二十三年度補正予算二案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。笠井亮君。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、二〇一一年度第二次補正予算二案に反対の討論を行います。(拍手)

東日本大震災、福島原発事故から四カ月以上が経過しましたが、被災地の復旧復興は遅々として進んでいません。その最大の要因は、国がどこまで具体的支援をするのかが明らかにされていないことです。

本補正予算について、政府は当面の復旧対策に万全を期すものと説明していますが、その支援策の内容は、極めて限定されたものにすぎません。

被災者生活再建支援金を、現行制度の範囲とはいえず給できるようにすることは当然ですが、今求められていることは、限度額の引き上げと、半壊や店舗などに対象を拡大することです。

二重ローン対策は切実な要求です。しかし、現在検討されている対策では、支援を求めている零細な業者などをすべて救済するものとは言えません。

また、仮設工場・仮設店舗整備事業、中小企業のグループの施設復旧整備事業、漁協・水産加工協の製水施設、市場、冷凍冷蔵施設等の復旧整備支援などは被災地の要求を反映したものでありますが、例えば、漁業、水産業の再開、復興のためには、ワカメ、昆布、カキ、アキサケなどの生産適期に合わせた関連設備の一体的な早期復旧が不可欠であります。

ところが、本補正予算は、使途を定めない予備費が全体の四割を占めるなど、被災者の生活となりわいを再建するための切実な要求にこたえるには、極めて不十分なものです。

本補正予算の最大の問題は、今審議中の原子力損害賠償支援機構法案に基づき、東京電力救済スキームである機構設立のための出資金などを計上

し、賠償資金として、交付国債発行限度額二兆円、政府保証枠二兆円を設定していることです。

機構法案は、東京電力に対し何度でも資金援助し債務超過にさせないという、東電の存続を絶対の前提とした異様な救済策であり、賠償資金を公的資金の投入と電気代の値上げという国民負担で賄うものであり、容認できません。

原発事故の損害賠償については東電に迅速で全面的な賠償を果たさせる、このことに国が責任を持つことが基本であります。

そのためには、賠償の範囲に線引きをするのではなく、原発事故がなかった場合の生活や収入と被害をこうむった結果の現状との差のすべてを賠償する全面賠償の原則を国として明確にすることが必要であります。

賠償財源については、東電に第一義的賠償責任を果たさせるため、東電の全資産を可能な限り賠償に充てさせ切り、株主責任やメガバンクの債権放棄を迫り、最大限の負担を求めるべきであります。

また、東電や電力業界が積み立てている使用済み燃料再処理等引当金二兆九千億円を取り崩し、原発推進のための核燃料再処理費用として今後も電気代から積み立てられる約十六兆円などを活用すべきであります。

さらに、原子炉メーカーなど原発利益共同体ともいべき利害関係者に、社会的責任を果たすよ

う徹底して求めるべきであります。

以上指摘をして、討論を終わります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 馳浩君。

(馳浩君登壇)

○馳浩君 自由民主党の馳浩です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、平成二十三年度第二次補正予算案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

被災者の方々の方々の生活の再建と一日も早い被災地の復旧復興は、与野党問わず、政治に課せられた使命であります。

震災後四カ月が経過し、本来であるならば、被災者の生活は最悪の状態から脱し、復興に向けた新たな機運が生まれる状況が見えていなければなりません。しかしながら、現状は、依然として厳しい状況に置かれ、当面の復旧や生活再建のめどすら立っていない状況にあります。

政府の震災対応のおくれは既に明らかになっております。

復興基本法は、阪神・淡路大震災においては発生から三十七日で成立しましたが、今回の大震災では百二日も費やし、さらに、その中身は、我が党が立案した内容の丸写しでした。

第二次補正予算についても、阪神・淡路大震災時には九十日で成立しましたが、とても本格補正と言えない今回の予算ですら、成立までに四カ月以上かかっております。

被災地復旧へ向け真つ先にやるべきは、散乱する陸、海の瓦れきやヘドロの早急な撤去でありますが、瓦れきの仮置き場への搬入率はいまだ三四％であり、復興の足がかりとはほど遠い状態です。特に、撤去した瓦れきの置き場確保や費用の問題について、いまだ国から明確な方針が示されておりません。放射性廃棄物処理についても方針が示されておりません。

我が党は、早急な瓦れき処理を行うため、国の責任の明確化、費用全額国費負担等を内容とした特別措置法案を今国会に提出しています。また、放射性廃棄物の処理についても、公明党とともに議員立法を作成中であります。

仮設住宅についても、政府は五月末で三万戸の完成を明言していましたが、三万戸完成したのは六月下旬であり、本場に総理の言うようにお盆までに全員が入居できるかどうか、わかりません。

政府は、現在、約四兆円の第一次補正予算を執行中ですが、既に一次補正予算の審議中から、我々は、大規模な二次補正予算の速やかな編成を政府に要求してまいりました。

しかしながら、震災対応のおくれや原発事故の初期対応の誤りを追及されることから逃げるため、菅総理は、一次補正成立後も一向に二次補正編成の指示を出さず、みずからの延命のために、六月二十二日の会期をもって国会を閉じようとしていました。

菅総理、あなたは、我々が内閣不信任決議案を提出していなかったら、復旧復興予算など知らぬ顔で国会を閉じ、被災者を見殺しにしていたのではありませんか。被災地の復旧復興、生活再建よりもみずからの地位を優先させる時点で、もはや総理失格であります。

このようにして、みずからの延命を最優先にする不純な動機でようやく編成された第二次補正予算は、本格復興予算と言うにはほど遠い、中途半端な貧相な予算であります。

我々は、一次補正編成時から、政府の対策について、ツリートル・ツイレート、少な過ぎ、遅過ぎと指摘してまいりました。

一次補正は主に災害救助や復旧の費用が計上されておりますが、ニーズのつまみ食いにより、対応も中途半端になっております。

例えば、病院、診療所の復旧に関して、全壊した病院には全く手当てがなされておりません。教育施設でも、公立学校の軽微な復旧事業のみで、全半壊の学校施設や、私立学校、専門学校、各種学校への対応は行われておりません。ヘド口の除去についても十分ではありません。連日の猛暑の中、伝染病発生の懸念も指摘されています。早急な消毒体制の整備を行う必要があります。

また、大震災発生前から円高、デフレによって厳しい状況にあった日本経済が、大震災によってさらに悪化することが現実のものとなりつつあります。

ます。

我々は、日本経済全体の回復こそ被災地の早期の復興につながるの考えのもと、震災の影響を最小限に食い止めるための政策を着実に実行すべきであると主張してまいりました。

既に、復旧対策の財源確保のため全国の公共事業を一律五％削減するとの政府方針が、震災による景気の落ち込みを一層深刻なものにしています。全国レベルの景気対策、防災対策等から、必要な公共事業は積極的に推進すべきであります。

また、特に菅総理の個人的な思いばかりが先走りミスリードが続く原発のストレステスト、再稼働問題の混迷は、産業の血液である電力の需給に大きな不信と不安を広げています。国内の経済活動が停滞することとどまらず、企業が経営戦略として海外に拠点を移す選択をし、産業、雇用の空洞化にもつながりかねません。

サプライチェーンの再構築についても、今後の産業拠点の分散化など危機管理上、また産業政策上重要な課題であります。政府は、具体策を示すことなく、産業界に任せきりです。

このように、対応すべき政策課題は山積しているにもかかわらず、今回提出された二次補正予算は、一次補正と同じ轍を踏んでおります。その原因は、何といつても、財源に関して全く政治的意図を示せなかったことにあります。そもそも一次補正の段階から、菅総理は、国債

を発行せずと、目的と手段を履き違えた異様な執着を見せておりました。当時は二次補正以降の国債発行は不可避との認識を示していたにもかかわらず、財源の問題に真正面から取り組まなかった結果、再び、予算規模が二兆円に満たない、余りにも小規模なものにとどまってしまうました。また、予算の約四割、八千億円が予備費に計上されており、次の本格補正をにらみながら、各省の予算づけが滞っている現状を如実にあらわしております。

さらに、政府の事務処理の分野でも大きく影響が出ております。この中途半端な予算のおかげで、今度こそ本格復興予算となるであろう三次補正の編成もおくれが生じており、来年度の概算要求の締め切りも一月月ずれ込む結果になっております。

このような労多くして益の少ない予算となってしまう理由は、財源という政治的課題に真正面から取り組む気の全くない菅政権の体質に帰結するものであります。菅政権の一刻も早い退場こそが復旧復興の近道であるという我々の主張の正しさを証明するものであります。

本気で財源に取り組む気があるのなら、既に破綻しているマニフェストを撤回し、ばらまき四Kを初め不要不急の事業を抜本的に見直すとともに、復興基本法にあるとおり、従来の公債とは区分勘定した復興債を発行すべきであります。

我が党は、復旧復興を確実かつ大胆に前に進める本格的な補正予算を速やかに組むべきであると考えています。

まず第一に、国の責任で、インフラ復旧、瓦れき処理等、普通の復旧を大至急進める必要があります。

第二に、被災者の生活再建と就労支援に役立つ被災地の産業再生に迅速に取り組む必要があります。

第三に、きめ細かい被災地のニーズにこたえるため、地方自治体の判断で自由に使途を決められる地方財源を十分確保する必要があります。

第四に、原発事故に緊急に対応するため、当面は国の責任で財源を確保し対策を進める必要があります。

第五に、大震災が日本経済全体に与える悪影響を抑え、強靱な国土づくりを進めるため、全国レベルの防災対策の強化と我が国産業の基盤強化に努める必要があります。

これらの政策を項目として盛り込み、自由民主党は、総額十七兆円規模の予算を提唱しております。

それに比べ、政府予算案の規模は、菅総理の肝つ玉と同様、余りにも小さ過ぎます。そのことに大きな失望を覚えておりますが、被災地のことを思えば、施策や必要性を認めないものではありません。まことに不本意で、残念であります。

が、やむを得ず政府予算案に賛成することとしたし、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 竹内譲君。

(竹内譲君登壇)

○竹内譲君 公明党の竹内譲です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十三年度第二次補正予算二案について、東日本大震災被災地の一刻も早い復旧復興のために賛意を表するものでありますが、同時に、苦言を含めて幾つかの点を指摘しておきたい。(拍手)

東日本大震災から四カ月が経過し、暑い夏を迎えました。

公明党は、本格的な復旧復興に向け、大型の補正予算を編成するとともに、復興特区を初め制度面でも万全な国の体制を早期につくるべきであると訴えてきました。

それが、今般の第二次補正予算では、全く、政権側、特に菅総理の延命のための思いつきによって、極めて限定的かつ小規模な内容となっております。また、結果として、本格的な補正予算の編成がおくれ、早くても秋になり、執行はさらに冬になりかねないことになったことは、被災地の方々の思いと大きくかけ離れたものであり、まことに遺憾であります。政府・民主党は、この点、率直に反省すべきである。まず、明確に指摘して

おきます。

しかしながら、国会としては、与野党を超えて復旧復興への取り組みを進めていく責務があります。よって、今般の第二次補正予算案は、その規模、内容を含め極めて不十分なものの、被災地の復旧復興に向けて切れ目なく対策を講じていく観点から、速やかな成立を図るべきものと考えます。

特に、歳出面については、福島県内、県外を含めた放射線対策、被災者生活再建支援金に係る予算の積み増し、仮設店舗、仮設工場の整備など二重ローン問題対策の予算が計上されている点は、その緊急性から見て評価します。

他方で、八千億円もの東日本大震災復旧・復興予備費が計上されておりますが、私は、この執行に当たっては、国会における議論を十分に踏まえて、柔軟かつ適切に対応すべきであると強く申し上げたい。

例えば、国が原発事故の被害者に対する賠償金の仮払いを行うための議員立法、さらには、国による瓦れき処理の代行及び国が全額補助するための法案の早期成立を図り、それらの費用に充てることや、また、二重ローン問題の解消に必要な予算措置、さらには、各県における復興基金の創設に必要な出資金としての活用などにも充てるべきと考えます。

また、補正予算が成立しても、政府の対応、反

応が鈍い余り被災者の方々へ支援策が届かない、おかれてしまうということでは、全く意味がありません。政府は現在の執行状況をつぶさに点検し、第一次補正予算、第二次補正予算を含め、迅速かつ適切な執行がなされるよう、改めて強く要望するものであります。

さて、私自身、被災地の現場を何度も回らせていただく中で、政治は何をやっているのか、政府は被災地に目が向いていないのではないかとこの厳しい御意見を多数お受けいたしました。いつまでも悲嘆に暮れてばかりではいけない、将来に向かって一歩踏み出したい、しかし踏み出したくても踏み出せない厳しい状況を打開するために国が前面に立つて何とかしてほしい、これが被災地の方々の本音です。

しかし、実際には、復旧復興の大前提である瓦れきの処理はほとんど進まず、予算の執行を含めた政府の対応の遅さは目に余るものがあります。

残念なことに、菅民党政権は、もはや、被災者の方々の心を真剣に受けとめられないばかりか、その行政遂行能力も大きく低下しているのではないのでしょうか。

その象徴的な出来事の一つが、菅総理の脱原発依存発言でありました。

被災地域の方のみならず、日本全体で国民が、頑張ろう、あきらめないとの決意で日本の復興に向けて懸命に努力されている一方で、菅総理は一

体何をやっているんですか。わざわざ会見まで開き脱原発依存を高らかに宣言したかと思えば、翌日には、閣僚はこぞって異議を唱える、あぐくに総理自身が、個人の考えであるとあっさり平気で言い切る。私は、これほど場当たり的で無責任な総理や深刻な亀裂の入ったばらばらな内閣を見たことがありません。

菅総理は相変わらずみずからの延命のために思いつきのパフォーマンスを乱発していますが、しかし、内閣としては何の調整もできておらず、いわずに社会を混乱させているだけです。このようなことでは、必死に日々闘っておられる被災者の皆様に到底顔向けができません。

他方、欧州の財政危機、米国の経済見通しの悪化などから、急速な円高が進んでいます。しかし、これは決していつとときの現象ではなく、市場は、エネルギー制約のある日本経済全体をにらみながら、今後の復興需要とともに、金利高、円高を予想しているのではないのでしょうか。

加えて、日本の多くの企業では、電力制約があるために、一層の海外進出を検討しており、このままではますます産業空洞化と雇用喪失が進んでしまいます。

これに対して何の手も打たない政府・民主党は、怠慢と言われても仕方ありません。原発の再稼働の問題やエネルギー政策全体の方向性に対する冷静な議論とともに、一段の金融緩和など、

総合的な経済政策が求められています。

国民の大多数の間に、放射能汚染はもとより、エネルギー、経済問題など、日本社会全体に対する不安が広がっています。これは、菅総理に原因の発端があることは当然ですが、同時に、そういう総理を生み出したにもかかわらず全くコントロールができない民主党政の諸君の責任でもありません。政府・民主党の統治能力が疑われています。

いずれにいたしましても、公明党は、被災者の皆様のために、完全な復旧復興を一日でも早く実行に移すことができるよう全力を尽くすことをお誓い申し上げ、私の討論とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 服部良一君。

〔服部良一君登壇〕

○服部良一君 社民党の服部良一です。

社会民主党・市民連合を代表して、二〇一一年度第二次補正予算案に賛成の討論を行います。(拍手)

牛肉のセシウム汚染がどこまで広がるのか、困惑と不安が深まっています。

汚染の実態を知っていたのか、それとも、甘く見て、皆さんの検査になったのか。調査を徹底し、情報を開示し、まさに政治の責任で、国民の健康、食の安全を全力で守らなければなりません。放射能汚染瓦れきや汚泥の処理、土壌等の除染

が全く進展せず、政府の動きは遅過ぎます。財政対応も遅い。

この第二次補正は、規模、内容の面においても、タイミング、スピードの点においても、余りに中途半端。被災地の切迫したニーズに対して、おくれはせながら限定的に対応するものにすぎません。しかし、だからこそ、速やかに成立させ、執行しなければなりません。

マイナスからではなく、せめてゼロからの再出発のための二重ローンの対策、生活再建支援金のための補助金の増額は当然です。

また、壊滅的な被害を受けた自治体支援の強化は必須です。

子供たちへの被曝への不安が高まる中で、きめ細かなモニタリングを行い、放射線量を低減し、健康を守るために、原子力被災者・子ども健康基金創設は前進です。

一方、原子力損害賠償支援機構経費の計上、交付国債発行限度額と政府保証枠の設定については、東電の存続と地域独占体制の維持を図り、将来的に電気料金や国民負担につながるものであり、納得できません。東電の経営責任を徹底追及し、送配電網を分離し、賠償の原資とするべきです。

復興財源について、核燃料サイクル費用など原子力予算、米軍への思いやり予算、辺野古新基地建設予算、高江へリパッド予算を凍結し、復興に

充てたらいかがですか。第三次補正に向けて、改めて提起をしておきます。

さて、会期末迫る中、たなざらしになっている法案があります。

被災地で郵便配達職員の年寄りから保険や貯金の相談を受けられるようにユニバーサルサービスを保障する郵政改革法案、被災地の青年が安定した職場で働けるように労働者派遣法改正案、被災地の地方交通を再建し避難所のお年寄りや障害者の移動を保障するために交通基本法案、これも、生活や仕事の基盤が破壊された東北の復興のために、ぜひとも成立させなければなりません。

そのために立法府として役割を果たすことを呼びかけ、私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○小宮山泰子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長石田勝之君。

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石田勝之君登壇〕

○石田勝之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十三年第二次補正予算の編成

に当たり、新たな国債発行に依存しないとの観点から、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債または借入金償還財源に充てなければならぬと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成二十二年年度の剰余金については適用しないこととするものであります。

本案は、昨七月十九日当委員会に付託され、本日、野田財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小宮山泰子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、東日本大震災に対処するための特別

の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長

吉田おさむ君。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔吉田おさむ君登壇〕

○吉田おさむ君 たいいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、東日本大震災に係る被災者生活再建支

援金の支給について、国の補助率を現行制度の二分の一から五分の四へと引き上げる特例を定めようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行し、国の補助率の特例に関する規定は、平成二十三年三月十一日から適用することとしております。

本案は、昨十九日本委員会に付託され、本日、平野防災担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	菅 直人君
総務大臣	片山 善博君
法務大臣	江田 五月君
環境大臣	野田 佳彦君
財務大臣	野田 佳彦君
文部科学大臣	高木 義明君
厚生労働大臣	細川 律夫君
農林水産大臣	鹿野 道彦君
経済産業大臣	海江田万里君
国土交通大臣	大畠 章宏君
防衛大臣	北澤 俊美君
外務大臣臨時代理	枝野 幸男君
国務大臣	玄葉光一郎君
国務大臣	自見庄三郎君
国務大臣	中野 寛成君
国務大臣	平野 達男君
国務大臣	細野 豪志君
国務大臣	与謝野 馨君

○議長報告

(議決通知)

一、去る十五日、本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

(通知書受領)

一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

鉱業法の一部を改正する等の法律

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨十九日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 富田 茂之君 (理事富田茂之君昨十九日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

江端 貴子君

玉木 朝子君

松原 仁君

笠原多見子君

柳田 和己君

川口 浩君

笠原多見子君

松原 仁君

川口 浩君

柳田 和己君

玉木 朝子君

江端 貴子君

経済産業委員

辞任

補欠

池田 元久君

高邑 勉君

田嶋 要君

森本 哲生君

平 智之君

藤田 大助君

橋 慶一郎君

秋葉 賢也君

望月 義夫君

田村 憲久君

藤田 大助君

藤田 憲彦君

秋葉 賢也君

橋 慶一郎君

杉本かずみ君

宮崎 岳志君

藤田 憲彦君

初鹿 明博君

高邑 勉君

池田 元久君

初鹿 明博君

平 智之君

宮崎 岳志君

杉本かずみ君

森本 哲生君

田嶋 要君

田村 憲久君

望月 義夫君

環境委員

辞任

補欠

岡本 英子君

菊池長右エ門君

柳 万理君

竹田 光明君

井上 信治君

齋藤 健君

菊池長右エ門君

岡本 英子君

竹田 光明君

柳 万理君

齋藤 健君

井上 信治君

予算委員

辞任

補欠

打越あかし君

網屋 信介君

川村秀三郎君

山崎 誠君

高井 美穂君

磯谷香代子君

津村 啓介君

工藤 仁美君

仲野 博子君

渡辺浩一郎君

遠山 清彦君

遠藤 乙彦君

網屋 信介君

打越あかし君

磯谷香代子君

高井 美穂君

工藤 仁美君

津村 啓介君

山崎 誠君

川村秀三郎君

渡辺浩一郎君

仲野 博子君

遠藤 乙彦君

遠山 清彦君

議院運営委員

補欠

山本 剛正君

藤田 大助君

小泉進次郎君

平 将明君

佐々木憲昭君

穀田 恵二君

藤田 大助君

山本 剛正君

平 将明君

小泉進次郎君

穀田 恵二君

佐々木憲昭君

一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

稲見 哲男君

若井 康彦君

打越あかし君

瑞慶覧長敏君

生方 幸夫君

道休誠一郎君

小川 淳也君

山崎 誠君

大串 博志君

金子 健一君

吉良 州司君

杉本かずみ君

佐々木隆博君

初鹿 明博君

城島 光力君

本村賢太郎君

高井 美穂君

井戸まさえ君

中根 康浩君

磯谷香代子君

本多 平直君

小野塚勝俊君

三谷 光男君

高井 崇志君

森本 哲生君

近藤 洋介君

小里 泰弘君

小池百合子君

小泉進次郎君

伊東 良孝君

馳 浩君

茂木 敏充君

遠山 清彦君

池坊 保子君

富田 茂之君

江田 康幸君

井戸まさえ君

熊田 篤嗣君

磯谷香代子君

水野 智彦君

小野塚勝俊君

花咲 宏基君

高井 崇志君

柳田 和己君

道休誠一郎君

橋本 勉君

初鹿 明博君

玉城デニ一君

本村賢太郎君

勝又恒一郎君

小池百合子君

長島 忠美君

茂木 敏充君

古屋 圭司君

勝又恒一郎君

向山 好一君

玉城デニ一君

中屋 大介君

橋本 勉君

山尾志桜里君

中屋 大介君

森山 浩行君

金子 健一君

大串 博志君

熊田 篤嗣君

高井 美穂君

近藤 洋介君

森本 哲生君

瑞慶覧長敏君

打越あかし君

杉本かずみ君

吉良 州司君

花咲 宏基君

本多 平直君

水野 智彦君 中根 康浩君 向山 好一君 城島 光力君 森山 浩行君 佐々木隆博君 柳田 和己君 三谷 光男君 山尾志桜里君 生方 幸夫君 山崎 誠君 小川 淳也君 若井 康彦君 稲見 哲男君 伊東 良孝君 小泉進次郎君 長島 忠美君 小里 泰弘君 古屋 圭司君 馳 浩君 池坊 保子君 遠山 清彦君 江田 康幸君 富田 茂之君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 辞任 補欠 本村賢太郎君 笹木 竜三君 谷田川 元君 若泉 征三君 (議案提出) 一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 平成二十三年度一般会計補正予算(第2号) 平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案 平成二十三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案	(議案受領) 一、去る十五日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案 (議案付託) 一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 平成二十三年度一般会計補正予算(第2号) 平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号) 以上二件 予算委員会 付託 一、昨十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出第八七号) 財務金融委員会 付託 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号) 災害対策特別委員会 付託 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案(参議院提出、参法第九号) 東日本大震災復興特別委員会 付託 (議案送付) 一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部	を改正する法律案 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 (議案通知書受領) 一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 鉱業法の一部を改正する等の法律案 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査) (質問書提出) 一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 東日本大震災発生以降の公共事業等の実施における二次災害に関する質問主意書(木村太郎君提出) 小中学校における「電子黒板」の活用に関する質問主意書(橘慶一郎君提出) 原子力安全委員会の関与に関する質問主意書(山本拓君提出) 福井県議会において七月十四日に決議された意見書に関する質問主意書(山本拓君提出)	菅直人内閣総理大臣による脱原発依存発言に関する質問主意書(浅野貴博君提出) 一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 デフレの定義等に関する質問主意書(柿澤未途君提出) 現下の円高の進行に関する質問主意書(柿澤未途君提出) 東日本大震災における木炭の活用に関する質問主意書(木村太郎君提出) 第一回「国と地方の協議の場」の報告書の国会提出に関する質問主意書(橘慶一郎君提出) 北方領土における日韓経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する第三回質問主意書(浅野貴博君提出) (答弁書受領) 一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員木村太郎君提出米先物取引の誘導に関する質問に対する答弁書 衆議院議員秋葉賢也君提出性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する再質問に対する答弁書 衆議院議員浅野貴博君提出菅直人内閣総理大臣が自身の出処進退について述べた本年六月二日の発言に対する説明等に関する質問に対する答弁書
--	--	--	--

衆議院議員木村太郎君提出消防団員の弔慰金に
関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災からの
復興を担当する大臣の被災地における一連の言
動に対する菅直人内閣総理大臣の見解等に関す
る質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出自衛隊における装備
強化の必要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員坂本哲志君提出北朝鮮による拉致問
題についての政府の対応に関する質問に対する
答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日
口経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣
への継承に関する再質問に対する答弁書

平成二十三年七月五日提出
質問 第二九六号

米先物取引の誘導に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

米先物取引の誘導に関する質問主意書

本年三月、東京穀物商品取引所及び関西商品取
引所は農林水産省に対し、米先物取引の試験場の
認可申請を行い、鹿野農林水産大臣は今日一日、
認可すると正式に発表した。この問題は最初に結
論ありきであり、十分な検討がなされぬまま認可
されると、まさに国民や国会不在の議論になりか

ねない。民主党政権が昨年行われた参議院選挙の
帰趨の鍵となる農村票獲得に向けての選挙対策と
して導入した戸別所得補償制度は、食糧法の下、
需給と価格の安定を図るため、生産調整の基本で
ある生産数量目標の達成を要件としており、また
制度自ら米価格を低下させ、その恐怖感から仕方
なく加入率が増加している。無理に先物取引に
よって、ばら撒き政策である戸別所得補償と連動
した価格ヘッジを可能とする理由はなく、現行の
米政策と矛盾するものである。

農林水産省の見解は、現物渡し割合が割以下とし、
投機家によつて先物価格が米価格の指標にされる
というが、日本国民の主食である米を、米価格の
乱高下を招くとも限らない賭博性の高いマネーゲー
ムの対象とすること自体大きな問題であるとともに、
生産現場が大混乱する恐れがあり、生産者に及ぼす
影響は計り知れないものがある。さらに、時恰も米
の主産地が復旧復興に懸命に取り組んでいる最中
であり、感情を逆なでするが如き背徳行為は到底許
されるべきものではない。

国が最優先で取り組むべきは商品先物取引法で
はなく食糧法であり、生産調整を機軸として米の
需給と価格の安定を図り、麦や大豆、米粉・飼料
用米、飼料作物などの生産拡大のための総合的な
農業政策を支援し、様々な視点から日本における
農業の未来図を明示することが求められていると

考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 現行の戸別所得補償制度は、食糧法の下、需
給と価格の安定を図るため、生産調整の基本で
ある生産数量目標の達成を要件としており、ま
た制度自ら米価格を低下させ、その恐怖感から
仕方なく加入率が増加している。無理に先物取
引によつて、ばら撒き政策である戸別所得補償
と連動した価格ヘッジを可能とする理由はな
く、現行の米政策と矛盾するものと考えてるが、
菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、現行の戸別所得補償制度にお
ける米価変動補填交付金は、産地銘柄や販売方法
が違つても全国一律の交付のため、所得ヘッジ
がなされている。今回の先物取引による価格
ヘッジを二重に実施することは制度上矛盾する
ものと考えてるが、菅内閣の見解如何。

三 農林水産省は、米取引の客観的な指標価格が
存在しない中で、先物市場は生産者にとり目の
安となる価格を提供している。現物渡し
の割合が割以下とし、投機家によつて先物価
格が米価格の指標にされ、日本国民の主食であ
る米を、米価格の乱高下を招くとも限らない賭
博性の高いマネーゲームの対象とすること自体
大きな問題であるとともに、生産現場が大混乱
する恐れがあり、生産者に及ぼす影響は計り知
れないものがあると考えてるが、菅内閣の見解如
何。

何。

四 民主、公明、我が党三党が本年四月末まとめ
た合意文書は、「復興のための国債は従来の国
債と区別し、その消化や償還を担保する」と明
記している。然るに米先物取引については、時
恰も米の主産地が復旧復興に懸命に取り組んで
いる最中であり、ばら撒き政策と連動した価格
ヘッジを可能とすることは筋違いである。感情
を逆なでするが如き背徳行為は到底許されるべ
きものではないと考えてるが、菅内閣の見解如
何。

五 一に四に関連し、米先物取引の問題は最初に
結論ありきであり、十分な検討がなされぬまま
認可されると、まさに国民や国会不在の議論に
なりかねない。反対を表明している生産者の意
見を尊重し、その必要性と与える影響について
十分見極めることが重要と考えてるが、菅内閣の
見解如何。

六 国が最優先で取り組むべきは商品先物取引法
ではなく食糧法であり、生産調整を機軸として
米の需給と価格の安定を図り、麦や大豆、米
粉・飼料用米、飼料作物などの生産拡大のため
の総合的な農業政策を支援し、様々な視点から
日本における農業の未来図を明示することが求
められていると考えてるが、菅内閣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七七第二九六号

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出米先物取引の誘導に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出米先物取引の誘導に関する質問に対する答弁書

一について

近年の米政策は、平成十五年の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）の改正において、国による計画的な流通を確保するための措置を廃止するとともに、米穀価格形成センタ―において先物取引を行うことを可能とするなど、民間事業者による自由な流通を原則とする仕組みとしてきたところである。その上で平成二十二年度から、農業者戸別所得補償制度として、生産者に対し米穀の所得補償交付金及び米価変動補填交付金を交付し、生産者が米穀の生産に要する標準的な費用（以下「標準生産費」という。）と同等の収入を確保することを可能としている。また、米穀の需給調整については、生産数量目標に即した生産を行う者をこれらの交付金の交付対象者とし、需給調整への参加は生産者の主体的な経営判断に委ねている。一

方、米穀の先物取引は、このような現行の米政策の下で、価格変動に伴う経営リスクを生産者自らの経営判断により、更に軽減させることができるものであり、「現行の米政策と矛盾する」との御指摘は当たらないと考えている。

二について

米価変動補填交付金は、全国一律の単価によつて算定した当年産の米穀の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を補填するものであり、生産者は、米穀の所得補償交付金と併せることにより、標準生産費と同等の収入を確保することが可能となっている。一方、農業者戸別所得補償制度の下で、米穀の先物取引は、それぞれの生産者が生産する米穀ごとに、その価格変動に伴う経営リスクを更に軽減させることを可能とするものであり、「価格ヘッジを二重に実施することは制度上矛盾する」との御指摘は当たらないと考えている。

三及び四について

米穀の試験上場を行うための株式会社東京穀物商品取引所及び関西商品取引所の定款又は業務規程の変更の認可については、両取引所から申請書が提出されたことから、農林水産大臣が審査を行い、商品先物取引法（昭和二十五年法律第百三十九号）第百五十五条第三項又は第百五十六条第五項の規定に基づき、同法第百五十五条第三項第四号又は第百五十六条第五項第

四号に定める基準に適合していると認め、認可をしたものであり、「生産者に及ぼす影響は計り知れない」、「感情を逆なでするが如き背徳行為」との御指摘は当たらないと考えている。

五について

平成二十三年三月八日、株式会社東京穀物商品取引所及び関西商品取引所から農林水産大臣に対し、米穀の試験上場を行うための定款又は業務規程の変更の認可の申請書が提出されたため、同月二十五日に官報にその旨を公示し、同年六月二十五日までの三か月間、周知を図るとともに、関係者の御意見も伺ったところである。また、商品先物取引法第百五十五条第六項第二号及び第百五十六条第七項第二号において準用する同法第十五条第十項の規定に基づき、同年七月二十五日までに、申請者に対し認可又は不認可の通知を発しなければならないこととされている。その上で、農林水産大臣としては関係者の御意見も踏まえつつ審査を行い、同年七月一日に認可をしたものである。

六について

従来から、米穀の需給及び価格の安定を図るため、食糧法に基づき、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これと整合性をもって、生産調整の円滑な推進等を図っているところである。また、「食料・農業・農村基本計画」（平成二十二年三月三十日閣議決定）において、水田を有

効活用して食料自給率の向上を図ることを明記し、農業者戸別所得補償制度の実施等により、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米等の生産拡大を推進している。

平成二十三年七月五日提出
質問 第一九七号

性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する再質問主意書

提出者 秋葉 賢也

性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する再質問主意書

全地球測位システム（以下「GPS」という。）による性犯罪前歴者の行動監視について、前回質問主意書で種々質問したことに對する「前回答弁書」（内閣衆質一七七第二六二号）を踏まえ、再質問する。

1 宮城県では、女性や十三歳未満の子どもに對する性犯罪の再犯のおそれが相当高い前歴者等に常時GPSの携帯と定期的な行動記録の報告を義務付け、必要な場合にはDNA資料の提出を求めるとする条例試案を公表したと聞いている。また、前回答弁書の「1について」にもあるように、警察が行っている「子ども対象・暴力的性犯罪」の出所者による再犯防止に向けた措置では、四十一人について所在を確認できない状況となっており、効果的な所在の確認を行う

ことが困難になっている。再犯率が他の重大事犯よりも高い暴力的性犯罪については、GPSによる行動監視は、それを行わない場合より、再犯の予防については有効に働くと思われるが、国として、性犯罪前歴者に対してGPSによる行動監視を行うことは必要と考えているのか。不要と考えているのか。

2 前回答弁書では、「2について」において、諸外国のGPSによる性犯罪者の行動監視については、「性犯罪の再犯防止に対するこれらの制度の効果を明確に示す公的な資料の存在については承知しておらず、その制度の効果についてお答えすることは困難である。」としておられる、法務省においては、諸外国のGPSによる性犯罪者の行動監視の制度についての調査・研究を行っているという。その調査・研究の状況について示していただきたい。

3 前回答弁書では、「3及び4について」として、「御指摘のような制度を設けることについては、犯罪を予防する効果の有無や程度をどのように考えるか、どのような根拠に基づいてどのような者を対象にどのような措置を採ることが許容されるのか、・・・(中略)・・・などの様々な問題が考えられるところであり、お尋ねの「二重処罰の禁止」、「プライバシー権」、「居住・移転の自由」等との関係を含め、様々な観点からの慎重な検討が必要であると考えてい

る。」と答弁しているところ、我が国で、性犯罪前歴者に対してGPSの着用を義務化し、常時行動を監視する制度を行う場合、二重処罰の禁止、プライバシー権、居住・移転の自由等、憲法で保障されている権利を不当に侵害することになると考えているのか。右質問する。

内閣衆質一七七第二九七号
平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する再質問に対する答弁書

1について

御指摘の「性犯罪前歴者に対してGPSによる行動監視を行うこと」については、先の答弁書(平成二十三年六月二十八日内閣衆質一七七第二六一号)3及び4について述べたとおり、犯罪を予防する効果の有無や程度をどのように考えるか、どのような根拠に基づいてどのような者を対象にどのような措置を採ることが

許容されるのか、対象者の社会復帰のための努力を阻害するおそれがないか、対象者や家族の生活に悪影響を及ぼすのではないかなどの様々な問題が考えられるところであり、その必要性を判断するに当たっては、憲法で保障されている国民の権利等との関係を含め、様々な観点からの慎重な検討が必要であると考えている。

2について

法務省法務総合研究所は、平成二十二年年度において「諸外国における位置情報確認制度の研究」を行ったところである。

この研究は、性犯罪者に対するGPS装置を用いた位置情報確認制度に限らず、犯罪者の位置情報確認制度全般についての諸外国の実情を調査することを目的としており、英国、フランス、ドイツ、スウェーデン、カナダ、米国及び韓国の七か国における制度の導入経緯、目的、内容、運用の実情等について調査し、現在、その取りまとめを行っているところである。

3について

御指摘の「性犯罪前歴者に対してGPSの着用を義務化し、常時行動を監視する制度」を設けることについては、1について述べたとおり、様々な観点からの慎重な検討が必要であると考えられるところであり、御指摘の制度の具体的な内容が明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十三年七月五日提出
質問 第一一九八号

菅直人内閣総理大臣が自身の出処進退について述べた本年六月二日の発言に対する説明等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

菅直人内閣総理大臣が自身の出処進退について述べた本年六月二日の発言に対する説明等に関する質問主意書

本年六月二日、菅直人内閣総理大臣は、衆議院本会議前の代議士会(以下、「代議士会」という。)において次の発言をしている。

「私に不十分なところがあり、野党が不信任案を出すことにつながり、私の不十分さで皆さんにもご迷惑をかけることをおわびしたい。

三月十一日に発生した東日本大震災の復旧復興の道筋を付け、原発事故の一日も早い収束を図ることに全力を傾注せねばならない。被災者から『遅い』『不十分だ』と厳しい指摘をいただき、私の指導力、考え方、不十分だった部分も多々あるが、政治家、国家公務員、地方公務員が全力を挙げて取り組んでいることはお互いに確認できるのではない。

皆さんに三つ申し上げる。一つは復旧復興に向け、全身全霊をあげて最大限の努力をする。このことを国民の皆さんに改めてお約束したい。

二つ目は民主党を決して壊さない。壊してはな

らない。そういう根本に立つて行動すると約束したい。三つ目は、自民党に政権を戻すことがないようにしっかりと対応していく。このことを私の行動の基本に置いて進めることを約束する。

野党から『お前が総理では物事が進まないから地位を外れる』と強い指摘をいただいている。『ありとあらゆることを、地位にしがみついたために発言し、行動している』と厳しい批判をいただいているが、その（総理の）立場、その地位に立った者として責任をしっかりと果たせるかを考えて行動してきたつもりだ。

そうした中で、今回の震災を迎えた。私としては、大震災に取り組む一定のめどが付いた段階、私がやるべき一定の役割が果たせた段階で、若い世代の皆さんにいろんな責任を引き継いでいただきたいと考えている。

私にはまだ、松山の五十三番札所から八十八番札所まで、お遍路を続ける約束も残っている。しかし、大震災、原発事故に一定のめどがつくまで、ぜひとも私にその責任を果たさせていたきたい。その責任を皆さんとともに果たさせていたきたい。

そのためにも、本日、野党から出される不信任案に、皆さん方の一致団結しての否決という対応をぜひお願いしたい。」

また菅総理は、首相官邸HPによると、同日午後の記者会見（以下、「会見」という。）で発言

(<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201106/02kaiken.htm>)をしている。これと「政府答弁書」（内閣衆質一七七第二六七号）を踏まえ、質問する。

一 「辞意」の定義に対する菅総理の認識如何。
二 「辞意表明」の定義に対する菅総理の認識如何。

三 菅総理として、「代議士会」並びに「会見」において、辞意を表明したと認識しているかとの問いに対し、「政府答弁書」では「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十三年六月十日内閣衆質一七七第二二四号。以下「先の答弁書」という。）一から六までについてお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。しかし、右答弁にある政府答弁書の内容を見ても、菅総理が右の場において辞意を表明したか否かは不明確であると考ええる。右答弁にある政府答弁書の内容とは「お尋ねの『総理発言』は菅内閣総理大臣の民主党代表としての発言であるが、お尋ねの同発言の趣旨等については、平成二十三年六月二日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見等において、菅内閣総理大臣が述べたとおりであると承知している。」というものである。「会見」の中のどこに、右の当方の問いに対する答弁が含まれているのか、その箇所を具体的にかつ明確に示されたい。

四 菅総理が「代議士会」で行った発言の中に、

「私としては、大震災に取り組む一定のめどが付いた段階、私がやるべき一定の役割が果たせた段階で、若い世代の皆さんにいろんな責任を引き継いでいただきたいと考えている。」との部分があることに関し、これまで過去の質問主意書で、右の「大震災に取り組む一定のめどが付いた段階」、「私がやるべき一定の役割が果たせた段階」とは、菅総理として、菅内閣として、つまり政府として、東日本大震災並びに福島第一原発の事故に関し、具体的にどのような対応が取れた段階のことを示し、具体的に何年の何月頃を指しているのか、問うてきた。しかし、過去の答弁書では、何ら明確な答弁はなされていない。右につき、「政府答弁書」では「前回質問主意書（平成二十三年六月十日提出質問第二四〇号）五及び六の質問については、前回答弁書（平成二十三年六月二十一日内閣衆質一七七第二四〇号）二、三、五及び六についてお答えしたとおり、平成二十三年六月二日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見等の菅内閣総理大臣の発言全体の文脈から明確になっているものと考ええる。」との答弁がなされている。右答弁にある「記者会見等」の「等」は何を指すのか、具体的に示されたい。

言う「一定のめど」が具体的に何を指すのか、文脈などと曖昧な表現を用いて明確な答弁を避けるのではなく、「一定のめど」の具体的な政策は何か、事例を挙げて説明されたい。

七 菅総理が辞任の時期を明確にせず、のらりくらりと辞任を先延ばしにしている理由は何かとの問いに対し、「政府答弁書」で菅総理は「菅内閣としては、東日本大震災への対応を含め、各般の施策に全力で取り組み、着実に処理してきているところであり、御指摘は当たらないと考える。」と答弁している。菅総理として、自身が辞任の時期を明確にせず、ただただ辞任を先延ばしにしているという認識はあるか。再度質問する。

八 七の答弁には「東日本大震災への対応を含め、各般の施策に全力で取り組み、着実に処理してきている」とあるが、その具体例を示されたい。

九 「代議士会」及び「会見」における発言により、広く国民、そして諸外国は、菅総理が早期に辞任するものと受け止めたと思料するが、菅総理の認識如何。

十 「政府答弁書」では、「菅内閣としては、菅内閣総理大臣及び閣僚による訪日外国要人との会談、閣僚による外国訪問等により外交案件を着実に処理してきているところであり、御指摘は当たらないと考える。」との答弁がなされている

五 「文脈」の定義に対する菅総理の見解如何。
六 菅総理は四の答弁にあるように、「文脈」という表現を用いているが、菅総理として、自身の

が、「代議士会」及び「公見」が行われて以降、菅内閣により処理されてきた外交案件は何か、その全てを挙げられたい。

十一 本年七月四日、中国で日中外相会談が行われた。中国側は、菅総理が近い未来に辞任し、菅内閣が長くは続かないことを見越した対応をしていたと思料するが、菅総理の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第二九八号

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出菅直人内閣総理大臣が自身の出処進退について述べた本年六月二日の発言に対する説明等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出菅直人内閣総理大臣が自身の出処進退について述べた本年六月二日の発言に対する説明等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「辞意」とは、例えば、「辞職または辞退の意向。（出典 広辞苑）」とされており、「辞意表明」とは、一般に、辞職又は辞退の意向を表明することをいうものと承知している。

三について

先の質問主意書（平成二十三年六月二十二日提出質問第二六七号）四の質問については、平成二十三年六月二日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見等の菅内閣総理大臣の発言全体の文脈から明確になっているものと考ええる。

四について

お尋ねの「等」とは、平成二十三年六月三日の参議院予算委員会を指すものであり、菅直人内閣総理大臣は、同委員会において、御指摘の記者会見における発言と同旨の答弁を行っている。

五について

「文脈」とは、例えば、「文中での語の意味の続きぐあい。文章の中で文と文との続きぐあい。（出典 広辞苑）」とされていると承知している。

六について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十三年七月八日内閣衆質一七七第二七九号）一から三まで及び五についてでお答えしたとおりである。

七について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十三年七月一日内閣衆質一七七第二六七号）五及び六についてでお答えしたとおりである。

八について

お尋ねについては、例えば、菅内閣として

は、「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」（平成二十三年五月二十日平成二十三年（二十一年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部決定）により、及び東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）等に基づき、東日本大震災の被災者に対する生活支援、同震災からの復旧及び復興に向けて全力で取り組み、着実に処理してきているところである。

九について

お尋ねについては、国民及び諸外国の認識に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

十について

お尋ねの「外交案件」については、多岐にわたることから、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、平成二十三年六月十七日の菅直人内閣総理大臣のユドヨノ・インドネシア共和国大統領との会談により、我が国とインドネシアとの戦略的パートナーシップの深化を図り、また、直近では、同年七月三日から五日までの間の松本剛明外務大臣の中国訪問により、我が国と中国との戦略的互惠関係の一層の充実を図ったところである。

十一について

お尋ねについては、中国政府の認識に関するものであり、政府としてお答えすることは差し

控えたいが、御指摘の日中外相会談では大変有意義な意見交換が行われたものと認識している。

平成二十三年七月六日提出
質問 第二一九九号

消防団員の弔慰金に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

消防団員の弔慰金に関する質問主意書

財団法人日本消防協会によると、東日本大震災発生直後、大津波が押し寄せてくる中、正業を持ちつつ崇高なる愛郷心に起ち、防潮堤の水門閉鎖や住民の避難誘導に当たり死亡・行方不明となつた消防団員の遺族に対して支払われる「消防団員福祉共済における弔慰金」が、準備金不足により大幅減額せざるを得ないことが分かった。同共済は、本年三月末現在、約八十八万人が加入し、平成二十一年までの十年間において、公務中に死亡した消防団員は年平均七・六人と聞けが、今回の震災を受けて死亡・行方不明となつた団員計二百四十九人の約九割が公務中と認定される見込みとなり、規定額は一律二千七百万円だったが、千百万円しか支給できなくなる。

全消防団員の約七割は被雇用者であるが、その処遇について、報酬額は年間数万円程度、出勤手当約三千円など自治体が普通交付税に算入し支給

官 報 (号 外)

され、その可処分所得は極めて少額になるため、小さな掛け金で大きな補償が受けられる同共済に殆どの団員が加入しているわけである。

平成十九年三月能登半島地震、同年七月新潟県中越沖地震、さらに翌年六月岩手・宮城内陸地震が発生した直後の自公政権時において、政府・与党会議及び経済対策閣僚会議合同会議で「安心実現のための緊急総合対策」が打ち出され、第二の目標として「持続可能社会」への変革加速の事項で防災対策の推進は、とりわけ消防団の重要性が避けては通れぬことを位置付けた。

今回弔慰金が減額されることにより、遺児の進学や親の介護などが困難になり、国として素素の感謝はもとより遺族の生活など福利厚生面での長期的な支援強化を早急に図るべきと考える。

従って、次の事項について質問する。

今回の大津波で公務中に死亡した消防団員の遺族に支払われる消防団員福祉共済の弔慰金が、資金不足により減額支給を余儀なくされていることについてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

二 消防団員の処遇について、報酬額は年間数万円程度、出動手当約三千円など自治体が普通交付税に算入し、その可処分所得は極めて少額になるため、小さな掛け金で大きな補償が受けられる同共済に殆どの団員が加入していることについて、どのように分析しているのか、菅内閣

の見解如何。

三 二に関連し、財政力の弱い自治体などは防災関係の財源は限られる。ドイツなどに見られる建築物所有者に災害保険加入を義務化し、保険料八パーセントを自動的に消防団基金に入れ、消防団維持費の平均四割を占め、残りを自治体が拠出という制度も考えられるが、菅内閣の見解如何。

四 及び二に関連し、現行の消防団員福祉共済は、平時においての補償であり、これまで共済を信じて掛け金を支払い続けた団員に、いざ大災害を受け死亡・行方不明となっても全額補償できないことについてどのように対応するのか、菅内閣の見解如何。

五 一・四に関連し、現在の共済の仕組みが、今回の大津波に全く機能しなかった欠点などを精査し、消防団員が平時、非常時を問わず安心して公務に専念できるよう万全の態勢が必要と考えるが、菅内閣の見解如何。

菅内閣見質一七七第二九九号
平成二十三年七月十五日

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員木村太郎君提出消防団員の弔慰金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出消防団員の弔慰金に関する質問に対する答弁書

一について

公務中に死亡した消防団員の遺族に対しては、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)に基づく公務災害補償制度(以下単に「公務災害補償制度」という。)により、消防団員の階級、当該階級に任命された日からの勤務年数、遺族の状況等に応じた遺族補償等が行われることとなる。また、一身の危険を顧みることなく職務を遂行し、死亡した消防団員でその功労により表彰を受けたものに対して、当該功労の程度に応じ、消防表彰規程(昭和三十七年消防庁告示第一号)に基づく賞じゅつ金(以下単に「賞じゅつ金」という。)が支給されることとなる。

財団法人日本消防協会(以下「協会」という。)が運営する消防団員福祉共済制度(以下「共済制度」という。)の弔慰金については、東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者が多数であったため、これを従前の額で支給することは共済制度の運営上困難であるとの理由で、協会において、支給額の減額を決定したものと承知している。

二について
共済制度は、全国の消防団員が任意で加入す

る福利厚生のための相互扶助の制度であり、少額の掛金で、一定の補償が受けられるため、大多数の消防団員が加入しているものと認識している。

消防団員の処遇については、総務省消防庁として、報酬や出動手当の充実について地方公共団体に対して要請を行ってきたところであり、今後ともその充実が図られるよう努めてまいりたい。

三について

消防団員の報酬や出動手当、公務災害補償制度に係る経費など市町村が負担している消防団の維持運営に関する経費に対しては、地方交付税による措置を講じているところであり、今後とも、当該措置を適切に講じること等により、消防団員の活動環境の維持向上に努めてまいりたい。

四について

共済制度の弔慰金については、一について述べたとおり、東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者が多数であったため、これを従前の額で支給することは共済制度の運営上困難であるとの理由で、協会において、支給額の減額を決定したものと承知している。

政府としては、公務災害補償制度や賞じゅつ金の制度を、今後とも適切に運用していく必要があると考えている。

五について

政府としては、今後とも、公務災害補償制度や賞じゅつ金の制度を適切に運用するとともに、会員の福祉厚生、消防知識技能の向上等を図ることを目的とする協会の運営について必要な指導を行うこと等により、消防団員の活動環境の維持向上に努めてまいりたい。

平成二十三年七月六日提出
質問 第三〇〇号

東日本大震災からの復興を担当する大臣の被災地における一連の言動に対する菅直人内閣総理大臣の見解等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

東日本大震災からの復興を担当する大臣の被災地における一連の言動に対する菅直人内閣総理大臣の見解等に関する質問主意書
本年七月三日、環境大臣から三月十一日に発生した東日本大震災からの復興を担当する東日本大震災復興対策担当大臣に新しく就任した松本龍大臣が、被災地である岩手県と宮城県を訪問した際、達増知事、村井知事に対し、暴言ともとれる発言を繰り返した。大変大きな批判が沸き起こった。同月五日、それまで自身の責任を避退したかと思うと一転謝罪したりと、対応が二転三転した結果、松本大臣は辞表を提出し、菅直人内閣総理大臣もそれを受理した。右を踏まえ、質問する。

一 昨年六月、菅内閣が発足して以来、閣僚が辞任する事例はこれまで何件に上るか。

二 今回の松本前大臣の一連の言動に対する菅総理の見解如何。

三 前文で触れたように、松本前大臣は自身の一連の言動に対して責任を取る形で、復興担当大臣の職を辞した。右に対する菅総理の見解如何。

四 東日本大震災発生後、菅内閣として被災地の復旧復興、福島第一原発事故の収束を最優先課題として取り組んできたものと承知するが、確認を求める。

五 東日本大震災からの迅速な復旧、復興を図るために新設され、担当責任者として陣頭指揮にあたるはずであった松本前大臣が辞任することは、発災後の菅内閣にとり、内閣の存在意義が大きく揺らぎ、疑問視されることにつながるものと考ええる。菅総理は本年六月二日以降、その具体的内容は未だ定かでないものの、復興に向けた一定のめどが付いたら、後任に道を譲る旨の発言を繰り返している。今回の事態は、菅内閣が内閣としての体を成しておらず、これ以上、震災対応を行うことは困難であることを明らかにしたものと考ええるが、菅総理の見解如何。

六 菅総理として、五で触れたように、六月二日以降、辞意表明ともとれる発言を繰り返している

ることや、今回復興担当大臣が職務を遂行する以前の問題で辞任したことを受け、今こそ後任に道を譲るべき時に来ていると考えるが、菅総理の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七七第三〇〇号
平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災からの復興を担当する大臣の被災地における一連の言動に対する菅直人内閣総理大臣の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災からの復興を担当する大臣の被災地における一連の言動に対する菅直人内閣総理大臣の見解等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの事例は、昨年九月十七日及び本年一月十四日の内閣改造並びに同年六月二十七日の東日本大震災復興対策担当大臣等の任命に伴うものを除き、四件である。

二及び三について

菅直人内閣総理大臣は、本年七月六日の衆議院予算委員会において、御指摘の松本龍前東日

本大震災復興対策担当大臣の発言について、被災地の方々に不快な印象を与える部分があったとして、被災地の方々におわび申し上げたい旨の答弁を行い、また、同大臣が辞任するという結果に至ったことは大変残念である旨の答弁を行ったところである。

四及び五について

菅内閣としては、内閣が一体となり、東日本大震災からの復旧及び復興並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の一日も早い収束を最優先課題として取り組んでいるところである。

六について

お尋ねについては、本年六月二十七日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見等において、菅直人内閣総理大臣が述べたとおりであると承知している。

平成二十三年七月七日提出
質問 第三〇一号

自衛隊における装備強化の必要性に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

自衛隊における装備強化の必要性に関する質問主意書

東日本大震災発生から四か月を迎えようとしているが、今月一日、震災統合部隊を解散したもの

の、自衛隊は現在もなお四万人を超す態勢で、身体的に被災地における行動を展開している。また、震災発生直後には、米国は太平洋艦隊ウォルシュ司令官が指揮する異例の態勢でトモダチ作戦を展開した。このことは国内外に、日本の緊急事態において米軍が最高のレベルで臨むことを示したものであり、世界に冠たる「日米同盟」の固い絆の象徴となった。

しかし、震災直後から被災地は深刻な燃料不足に襲われ、救助活動に当たる自衛隊車輛の燃料も保たない状況の下、海自の大型輸送艦の配備が遅れるなど海上輸送力の脆弱さが指摘されたところである。また、福島原発では、サブレッションチェンバー型の原子炉・マークIの機能は米軍だけが知っており、ブラックボックスになっているところへ、空白偵察航空隊の偵察機RF4Eを出動させたものの、偵察機材が古く画像を電送するなどの情報が遅延し、米空軍の無人偵察機グローバルホークの情報量と正確性に頼らざるを得ない結果となった。

沖縄・南西諸島など島嶼部での有事を想定した場合に、自衛隊の海上輸送力を満たせるのか、また常時警戒監視が可能なのか、装備において甚だ疑問である。現政府による新たな「防衛計画の大綱」に基づく中期防衛力整備計画においては、海上輸送力の強化、無人偵察機の整備については触れていない。いずれも自衛隊の統合運用上における必要不可欠な能力と装備であり、防衛省改革の

根本的な問題として捉え、従来陸・海・空毎に予算の定率配分がなされていることを見直し、大型でしかも高額予算を必要とする装備の拡充を図ることが喫緊の課題と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 東日本大震災直後から被災地は深刻な燃料不足に襲われ、救助活動に当たる自衛隊車輛の燃料も保たない状況の下、海自の大型輸送艦の配備が遅れるなど海上輸送力の脆弱さが指摘されたことについてどのように分析しているのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、海自の大型輸送艦の配備に手を拱いている際、民間フェリーに救援を依頼したが、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」において緊急時の例外規定がなく、揮発性の高いガソリンは積載できなかったことについて、今後どのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

三 一及び二に関連し、有事の際、海自艦はもとより民間フェリーにも協力を依頼しなければならぬと考えるが、今後輸送力をどのように担保していくのか、菅内閣の見解如何。

四 福島原発では、原子炉・マークIの機能は米軍だけが知っており、ブラックボックスになっているため注水作業が遅れた。自衛隊のヘリは命がけて注水を行ったが、今後自衛隊に対して、原子力災害を克服しうる情報と装備について明らかにしておくことが最も重要と考えるが、菅内閣の見解如何。

五 四に関連し、空白偵察航空隊の偵察機RF4Eを出動させたものの、偵察機材が古く画像を電送するなどの情報が遅延し、米空軍の無人偵察機グローバルホークの情報量と正確性に頼らざるを得なかったことについてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六 現政府による新たな「防衛計画の大綱」に基づく中期防衛力整備計画においては、海上輸送力の強化、無人偵察機の整備については触れていないが、今後どのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

七 一〜六に関連し、自衛隊の統合運用上における必要不可欠な能力と装備について、防衛省改革の根本的な問題として捉え、従来陸・海・空毎に予算の定率配分がなされていることを見直し、大型でしかも高額予算を必要とする装備の拡充を図ることが、我が国の平和と安全、さらには国民生活における安心に資するものと考えらるが、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三〇一号

平成二十三年七月十五日

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出自衛隊における装備強化の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出自衛隊における装備強化の必要性に関する質問に対する答弁書

について

東日本大震災への対応において、自衛隊は、陸海空各自衛隊の保有する輸送手段を適切に組み合わせ運用するとともに、必要に応じ、民間の輸送手段も活用してきたところである。そのうち海上輸送については、海上自衛隊が保有する大型輸送艦三隻のうち年次検査中の一隻を除く二隻を速やかに被災地へ派遣し、年次検査中の一隻についても年次検査を繰り上げて終了し直ちに被災地へ派遣するとともに、民間の輸送船も活用し、救援物資や人員などを効果的に輸送したものと認識している。

二について

ガソリンは揮発性が高く爆発の危険性が高いため、ガソリンを輸送する船舶については、防火等の措置を講じる必要があるなど、安全確保のため法令による一定の規制が課せられている。お尋ねについては、このような法令による規制を踏まえつつ、自衛隊の艦艇で所要を満たせない場合には、ガソリン輸送に対応可能な民間の船舶を活用することを含め、最適な輸送体制を構築して対応してまいりたいと考えている。

三について

有事においては、海上輸送に関し自衛隊の艦艇で所要を満たせない場合、二について述べた法令による規制を踏まえつつ、安全確保に十分留意した上で民間の船舶を活用することを含め、自衛隊の任務遂行等に最適な輸送体制を構築する必要があると考えているが、今般の東日本大震災の教訓も踏まえ、対応可能な船舶について情報把握に努めるなど、海上輸送が確実かつ円滑に行えるよう適切に対処していく必要があると考えている。

四について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「本件事故」という。）において、自衛隊は、東京電力株式会社、関係省庁、米軍等と連携し、必要な情報を得ながら、保有する能力をもつて適切に対応しているところであるが、今後とも、原子力防災訓練等を通じ、東日本大震災の教訓も踏まえつつ、必要な態勢の維持・構築に努めてまいりたい。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第一号機から第四号機までの原子炉格納容器形式「マークⅠ」の機能や構造等については、原子炉設置許可申請書等において記載されており、既に公知の情報である。

五について

政府としては、本件事故に対処するため、自

衛隊が収集した情報はもとより、米国から提供されたグローバル・ホークによる情報を含め、その時々において最も有用な情報を利用したところであるが、東日本大震災の教訓も踏まえつつ、自衛隊の情報収集能力については、その向上に努めてまいりたい。

六について

「中期防衛力整備計画（平成二十三年度～平成二十七年年度）」（平成二十二年十二月十七日閣議決定）においては、部隊の迅速な展開に資するヘリコプター搭載護衛艦を整備するほか、各自衛隊が保有する機動力、輸送能力等を高めることとし、また、無人機を含む新たな各種技術動向等を踏まえ、広域における総合的な警戒監視態勢の在り方について検討することとしており、政府としては、東日本大震災の教訓も踏まえつつ、適切な防衛力の整備を行ってまいりたい。

七について

「平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成二十二年十二月十七日閣議決定）においては、統合幕僚監部の機能の強化を始め、指揮統制、情報収集、教育訓練等の統合運用基盤を強化することとしている。また、自衛隊全体にわたる装備、人員、編成、配置等の抜本的見直しによる思い切った効率化・合理化を行った上で、真に必要な機能に資源を選択的に集中して

防衛力の構造的な変革を図るほか、各自衛隊に係る予算配分についても、安全保障環境の変化に応じ、前例にとらわれず、縦割りを排除し総合的な見地から思い切った見直しを行うこととしており、政府としては、このような考え方に基ついて適切な防衛力の整備を行ってまいりたい。

平成二十三年七月七日提出
質問 第三〇二号

北朝鮮による拉致問題についての政府の対応に関する質問主意書

提出者 坂本 哲志

北朝鮮による拉致問題についての政府の対応に関する質問主意書

北朝鮮が日本人の拉致を認め謝罪したときから本年九月で十年目となるが、拉致事件の発生からみれば既に三十年以上が経過し、拉致被害者ならびに同被害者家族におかれては高齢化が進んでおり、拉致被害者に関する再調査など拉致問題の解決には一刻の猶予も許されないことは論を俟たない。他方で、日朝交渉再開の目途も立たず、いわば膠着状態に陥っているのが現状である。

右事項を踏まえ、かつ答弁にあたっては、質問番号を重ねることなく誠実に答弁することを望み、次の事項について質問する。

一 第百七十七回国会において、地方議会から衆議院議長宛てに提出された拉致問題の早期解決を求める意見書（以下、「当該意見書」という）は二十一件（六月十五日現在）であり、当該意見書が北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会にも参考送付されている。他方、地方議会から関係行政庁宛てに提出された当該意見書と同趣旨の内容の意見書（以下、「同趣旨意見書」という）も存在すると思われるが、

（一）同趣旨意見書が関係行政庁に対しても送付されているのか。

（二）送付されているならばその総数はいくつと把握しているのか。

二 当該意見書が地方自治法第九十九条に基づく意見書であることから、同法第二百六十三条の第三項で規定する「遅滞なく回答するよう努めるものとする」とまで内閣に求める意見書に該当するものではなく、同趣旨意見書も同様に回答義務ではないが、

（一）同趣旨意見書の提出者のいずれかに対し、何らかの方法で関係行政庁が回答した事実はあるのか。

（二）回答した事実がない場合であっても、関係行政庁が同趣旨意見書を意見として受入れ、活用している実例はあるのか。

三 一の当該意見書及び同趣旨意見書以外に、全国各地から拉致問題の早期解決のために署名活

動等を通じてなされた要請・要望活動が関係行政庁に対し行われていると思われるが、関係行政庁は、これらの要請・要望活動に対し、

(一) 署名総数あるいは要請・要望書の総数はいくつと把握しているか。

(二) また実際にどのような事務処理を行っているのか。

(三) 活用している事例はあるのか。

(四) さらに、どのように保管管理をしているのか。

四 拉致問題対策本部には、拉致問題に関する情報の収集及び分析を担当する「情報室」が拉致問題対策本部事務局の設置に関する規則(平成二十一年十月二十七日内閣総理大臣決定)第六条に基づき設置されている。平成二十一年十二月に、情報収集強化策として民間から三名の専門スタッフが内定していたが、翌二十二年二月に至っても未だ裁決されずに放置されていることが報道された。その後、専門スタッフは裁決され情報収集活動に従事しているのか、政府の見解如何。

五 平成二十二年度の拉致問題解決のための総合的施策の推進等経費は約十二億円であり、このうち、情報収集・分析体制の抜本的強化のため、拉致被害者等に係る安否情報及びその関連情報の収集・分析等に必要経費として、八億六千四百万円の予算が計上されており、おおよ

そ七割を占めているが、平成二十一年度に設置された「情報室」では、この費用を用いて現在までいかなる活動を行い、いかなる成果を出してきたのか、政府の見解如何。

六 拉致問題の解決に関して、抽象的かつ期日を設けない対策が見られるが、

(一) 政府には期日を設けて取り組もうという断固たる姿勢はあるのか。

(二) 菅総理は、本年六月十日の第五回拉致問題対策本部会合で、北朝鮮に対し、本年九月までに拉致被害者の再調査の実施を要求し、応じない場合には制裁を強化する考えを表明した。これは、拉致被害者家族会などの要請を受けての発言としか思えないものであるが、発言の根拠が如何なる理由であったとしても、すでに政府は北朝鮮に再調査の実施を要求したのか。また、要求していないのならばいつ要求するのか。右質問する。

内閣衆質一七七第三〇二号
平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員坂本哲志君提出北朝鮮による拉致問題についての政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員坂本哲志君提出北朝鮮による拉致問題についての政府の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

拉致問題対策本部事務局で把握している限りでは、本年一月から六月末までの間に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、関係府省に対し、二十一件の意見書が提出されている。当該関係府省においては、当該意見書に対する回答を行っていないが、当該意見書の内容も踏まえ、拉致問題の解決に向けて取り組んでいるところである。

三について

拉致問題対策本部事務局で把握している限りでは、本年一月から六月末までの間に、関係府省に対し、約五十万件的署名及び要望が提出されており、当該関係府省においては、当該署名及び要望について、それぞれの文書管理規則に基づき適切に保管・管理を行いつつ、情報共有を図るとともに、その内容も踏まえ、拉致問題の解決に向けて取り組んでいるところである。

四について

拉致問題対策本部事務局においては、拉致問題に関する情報収集活動に従事する職員として、民間人の採用は行っていない。

五について

御指摘の情報室においては、拉致問題に関する

情報の収集及び分析を行ってきているところであるが、その内容については、これを明らかにすると、拉致被害者の安全や我が国の国益を損なうおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

六の(一)について

政府としては、拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、期日を設けるか否かにかかわらず、今後とも、その早期解決に向けて最大限努力してまいりたい。

六の(二)について

政府としては、今後とも、北朝鮮に対し、平成二十年八月の日期間における合意に基づく再調査の実施を強く求めていくこととしている。なお、本年六月十日に開催された拉致問題対策本部第五回会合において、本部長である菅内閣総理大臣は、拉致被害者の家族等からの要請について、真摯に検討するよう関係各大臣に指示したが、御指摘のような考えを表明した事実はない。

平成二十三年七月七日提出
質 問 第三〇三号

北方領土における日ロ経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

北方領土における日ロ経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する再質問主意書

本年二月十一日、モスクワを訪問した当時の前原誠司外務大臣は、ロシアのラブロフ外務大臣と会談した際、北方四島における日ロ両国による共同経済活動（以下、「経済協力」という。）を提唱している。松本剛明現外務大臣も、前原前大臣の路線を踏襲することを表明している。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七七第二五〇号）を踏まえ、再質問する。

一 本年七月三日、環境大臣から三月十一日に発生した東日本大震災からの復興を担当する東日本大震災復興対策担当大臣に新しく就任した松本龍大臣が、被災地である岩手県と宮城県を訪問した際、達増知事、村井知事に対し、暴言ともとれる発言を繰り返し、大変大きな批判が沸き起こった。同月五日、対応が二転三転した結果、松本大臣は辞表を提出し、菅直人内閣総理大臣もそれを受理した。このような内閣の結束の乱れ、政治的リーダーシップの著しい欠如は、我が国の外交全般に悪影響を及ぼしているものと考えて、菅総理の見解如何。

二 「経済協力」について、それに関する検討を行っている外務省の部署並びに担当責任者の官職氏名を問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、松本剛明外務大臣の指示の

下、外務省の関係部局において検討が続けているところであるが、外務省内の検討の内容にも関係する事項であり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。「経済協力」は対ロシア外交の範疇に含まれるものであり、それを担当する外務省内の部署は欧州局ロシア課であろうことは容易に想像がつくものであるが、それを具体的に明らかにすることで、一体何の不利利益があるというのか。明快な説明を求める。

三 外務省として、「経済協力」についてこれまで北方領土問題原点の地であり、いわゆる北特法で北方領土隣接地域にも指定されている根室市はじめ根室管内の一市四町と、その検討の過程で具体的に何らかの相談をし、協議をしてきた事実はあるか。

四 三で、あるのなら、外務省の誰からどの市町の誰に対し、いつ、どのようにして、どのような内容の相談をしてきたのか、全て時系列に沿って明らかにされたい。

五 三で、ないのなら、それはなぜか。右質問する。

内閣衆質一七七第三〇三号

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日ロ経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日ロ経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する再質問に対する答弁書

一について

菅内閣としては、菅内閣総理大臣及び閣僚による訪日外国要人との会談、閣僚による外国訪問等により外交案件を着実に処理してきているところであり、御指摘は当たらないと考える。

二について

先の答弁書（平成二十三年六月二十四日内閣衆質一七七第二五〇号）一についてお答えしたとおり、外務省において北方四島における共同経済活動について検討を行っている具体的な部局については、外務省内の検討の内容にも関係する事項であり、これを明らかにすることに、今後の検討等に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたものである。

三から五までについて

北方四島における共同経済活動については、我が国の法的立場を害さないとの前提で、何ができるかについて検討が続けているところであ

り、お尋ねの「根室管内の一市四町」を含め様々な関係者の意見も参考にしつつ検討していく考えである。関係者との個別のやり取りについて明らかにすることは、今後の検討等に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

い。

一、昨十九日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員照屋寛徳君提出垂直離着陸機MV22オスプレイの耐空性基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出東日本大震災による東北地方への観光に対する影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎君提出地方公共団体における上下水道事業の一体的運営に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出生活保護と不正受給の問題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土問題解決に向けた外務省の態勢づくりに関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出仮設住宅用地不足に関する質問に対する答弁書

衆議院議員渡辺喜美君提出古賀茂明氏への退職勧奨に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出社会保障と税一体改革成案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出モンゴルへの核廃棄物貯蔵・処分場建設計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓君提出菅首相の政治主導により実施されるストレステスト等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出中国企業による東シナ海ガス田「白樺」の一方的な掘削に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉井英勝君提出大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一君提出埋蔵電力に関する再質問に対する答弁書

平成二十三年七月八日提出
質問 第三〇四号

垂直離着陸機MV22オスプレイの耐空性基準に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

垂直離着陸機MV22オスプレイの耐空性基準に関する質問主意書

いかなる理由があれ、私は、垂直離着陸機MV22オスプレイ(以下、オスプレイという)の沖縄配備に断固反対である。その立場はこれまでも、そして、これからも絶対に変わることはない。

さて、レックス・リポロ氏は、一九九二年六月から二〇〇九年三月まで、米国防総省運用試験評価局に關係する国防分析研究所(IDA)で、オスプレイの主席分析官を務めた航空専門家である。IDAでは、オスプレイの飛行テストや技術データの分析・評価を行っていた。

そのリポロ氏が二〇〇九年六月二十三日、米連邦議会下院の監視・政府改革委員会におけるオスプレイに関する公聴会(以下、公聴会という)で重大な証言をしている。特に注目すべきは、オスプレイが米軍も根拠にできた米連邦航空局(FAA)の耐空性基準(いわゆる安全基準)を満たしていないとの指摘である。その根拠としてリポロ氏は、オスプレイがオートローテーション(自動回転機能)を欠いている点を挙げている。

なお、公聴会議事録は、上記委員会のホームページにアクセスすれば、誰でも簡単に入手できる。以下、質問する。

一 リポロ氏が、公聴会で証言した「積載荷重の限界」「オートローテーション機能の欠如」「戦闘操縦能力の欠如」の三点について、それぞれ概要を説明した上で政府の見解を示されたい。

二 リポロ氏が公聴会証言で指摘した上記三点について、政府が米側から、問題がクリアされた旨報告を受けているのであれば、それを裏付ける客観的データを示した上で米側の説明内容を

明らかにされたい。

三 概して、政府は「オートローテーション」をいかなる機能と理解しているか説明されたい。また、ヘリコプターが「オートローテーション機能」を損失した場合、運用上いかなる支障が生じると考えるか、見解を示されたい。

四 二〇〇四年八月の沖縄国際大学へのCH53ヘリ墜落炎上事故後、普天間飛行場における飛行再開、安全対策の根拠として防衛施設庁(当時)が挙げたのが、二〇〇七年八月十日公表の「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」である。同報告書は、「ヘリは緊急の際にも『オート・ローテーション』によって、飛行場内に帰還を図ることが可能」としている。

オートローテーション機能が欠如しているオスプレイを普天間飛行場に配備することは、政府のいう同飛行場における安全対策の根拠崩壊を意味しないか、見解を示されたい。なお、意味しないとの政府見解であれば、その根拠を明らかにされたい。

五 関連して、去る六月二十四日、沖縄県知事と宜野湾市長が連名で「MV-22オスプレイ配備について」と題する二十九項目の質問状を防衛大臣宛に送付している。係る質問状に回答するため、米側に對し、いつ、いかなる方法で必要な情報の照会と客観的データの提供を求めたの

か。政府が目途とする回答時期と併せて明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一七七第三〇四号
平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員照屋寛徳君提出垂直離着陸機MV22オスプレイの耐空性基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出垂直離着陸機MV22オスプレイの耐空性基準に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の三点については、米国の民間の研究機関である米国防衛分析研究所の元首席分析官レックス・リポロ氏が、二千年六月二十三日(現地時間)の米国下院監視・政府改革委員会公聴会において発言したものであると承知しているが、政府として、個人の発言内容について説明する立場になく、また、米国議会における議事内容について見解を述べることは差し控えた。いずれにせよ、垂直離着陸機MV22オスプレイ(以下「MV22」という)の安全性等については、引き続き、米国政府に対して、更な

る情報の提供を求め、詳細な情報把握に努めているところである。

二について

政府として、米側よりお尋ねの「報告」は受けていない。

三について

オートローテーションとは、回転翼航空機が運動中、その揚力を受け持つ回転翼が完全に空力のみによって駆動される飛行状態をいうものであると承知している。また、御指摘の「ヘリコプターがオートローテーション機能」を損失した場合の意味するところが必ずしも明らかではないが、回転翼航空機において、飛行中に全エンジンが不動作となった状態で、オートローテーションによる飛行に移行しない場合は、安全な着陸に支障を来す可能性があるものと考えられる。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、MV二二の安全性等に関しては、引き続き、米政府に対して、更なる情報の提供を求め、詳細な情報把握に努めているところである。

五について

お尋ねの米政府とのやりとりの詳細について明らかにすることは、同国との関係もあり、差し控えたいが、沖縄県や宜野湾市に対しては、同国政府から得られたMV二二の安全性や

騒音等に関する情報について、できるだけ速やかに説明を行ってまいりたい。

平成二十三年七月八日提出
質問 第三〇五号

東日本大震災による東北地方への観光に対する影響に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

東日本大震災による東北地方への観光に対する影響に関する質問主意書

東日本大震災による東北地方の観光への影響が深刻化している。福島第一原発事故の収束のメドが全く見えない中、東北全体で観光離れが進んでおり、中でも東北地方への修学旅行が激減しており前年度と比べて九割減ったとも言われている。一例を挙げれば、札幌市内の公立中学校九十七校中九十六校が青森・岩手・秋田の北東北三県を修学旅行先にしていたが、九十六校全てが北海道内に旅行先を変更する事態となっている。また福島県内でも修学旅行先として人気の高い会津若松市では、昨年四月～七月に五百三十校が訪れたが今年には三十校程度に留まっている。経済基盤が弱い東北地方にとって、その地域によつては観光が地域経済の柱であり、修学旅行の激減が与える影響は大きいと言わざるを得ない。被災地の日でも早い復旧・復興のためには東北全体が元気になることが何よりも必要であり、国として責任を持つ

て対応することが急務であると考ええる。

従つて、次の事項について質問する。

一 東日本大震災による東北地方の観光客の減少に対する影響をどのように捉えているのか、またその影響がどの程度なのか、管内閣の具体的な見解如何。

二 一に関連し、東北地方への修学旅行の減少が東北地方の経済に与える影響をどのように捉えているのか、管内閣の見解如何。

三 二に関連し、秋・冬シーズンの修学旅行先を東北地方に回復することが地域経済に与える影響からも極めて重要と考えるが、国としてどのように対応するのか、管内閣の見解如何。

四 東北地方への観光客の減少を食い止めるためには、国だけではなく、業界団体・旅行者者など、連携していくことが必要と考えるが、管内閣の見解如何。

五 四に関連し、東北地方への観光回復のため、平成二十三年度二次補正予算・三次補正予算などでどのように対応するのか、管内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三〇五号
平成二十三年七月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員木村太郎君提出東日本大震災による東北地方への観光に対する影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出東日本大震災による東北地方への観光に対する影響に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

観光産業は、様々な産業分野に生産波及効果を及ぼす産業であることから、修学旅行需要を含め、東日本大震災の影響による東北地方への観光の需要の減少は、同地方の経済に大きな影響を及ぼしていると考えている。

このため、観光庁においては、東日本大震災の直後から大幅に減退した国内の観光需要の回復を目的として、各種メディアを活用した効果的な情報発信の充実等、交通・観光事業者を含む官民合同による国内旅行振興キャンペーンを実施しているところである。

五について

お尋ねについては、平成二十三年度予算に計上された経費により対応しているところであり、今国会に提出している平成二十三年度第二次補正予算には、東北地方への観光を回復するための経費は計上していない。

また、お尋ねの平成二十三年度第三次補正予算における対応については、現在、検討を進めているところである。

平成二十三年七月八日提出
質問 第三〇六号

地方公共団体における上下水道事業の一体的運営に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

地方公共団体における上下水道事業の一体的運営に関する質問主意書

地方公共団体において、上下水道は、住民生活に欠かせない基本的なインフラであり、殆どが公営企業として運営されている。歴史的には水道事業が先行し、生活関連の社会資本整備が重視されるようになって、公共下水道事業が急速に伸びてきた経緯がある。国においては、水道事業は厚生労働省、公共下水道事業は国土交通省の所管であるが、事業の成熟に伴い、行政の効率化の観点から、地方公共団体では上下水道を一体的な組織で運営する事例が増えているように思う。ついては、上下水道の一体的運営に関する現状及び政府の考え方について以下六項目にわたり質問する。

一 地方公共団体における水道事業数、公共下水道事業数及び上下水道部局の組織統合が行われている地方公共団体の数を伺う。

二 水道事業と公共下水道事業は公営企業会計上、別会計で経理されているが、それぞれの事業の直近の収支の状況を伺う。

三 水道事業及び公共下水道事業に係る地方債の直近の発行残高と対前年度比増減の数値をそれぞれ伺う。

四 上下水道を一体的な組織で運営し、共通業務を一元化する際の利点と留意点について、政府の見解を伺う。

五 国民生活の向上の観点から、水道事業及び公共下水道事業の当面する課題について、政府としての見解をそれぞれ伺う。

六 上下水道事業の国における所管は、厚生労働省と国土交通省に分かれている現状にあり、今後、所管をまとめるべきと考えるが、当面現状において、地方公共団体との関係において所管官庁相互の連携の取り組みがあれば、示された。

右質問する。

内閣衆質一七七第三〇六号

平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出地方公共団体における上下水道事業の一体的運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出地方公共団体における上下水道事業の一体的運営に関する質問に対する答弁書

一 について

総務省において調査している地方公営企業決算統計（以下「決算統計」という。）によれば、地

方公共団体における平成二十二年三月三十一日現在の水道事業数及び公共下水道事業数はそれぞれ二千七百七十五事業、千百九十七事業である。また、国土交通省において照会したところ、上下水道部局の組織統合を行っている市町村（特別区の存する区域における都を含む。）の数は、震災で回答不能等の理由で回答がなかった百六十団体を除く千五百六十五団体中六百八十団体である。

二 について

平成二十一年度の決算（決算統計の数値をいう。以下同じ。）における全国の水道事業及び公共下水道事業に係る収支の状況は、それぞれ二千六百二十七億四千六百四十六万六千円、六百二億六千四百四十五万五千円の黒字である。

三 について

平成二十一年度の決算における全国の水道事業及び公共下水道事業に係る地方債残高は、それぞれ十兆二千五百十六億四千四百九十四万六千円、二十五兆四千二百九億二千七百二十万円であり、平成二十年度の決算と比較してそれぞれ三千五百八十一億三千六百五十三万九千円、五千十四億七千八百八十四万七千円減少している。

四 について

水道事業、公共下水道事業を例えば「上下水道局」として一体的な組織で実施し、料金徴収や窓口業務など共通の業務を一元化することに

よる利点は、業務の効率化により経営基盤が強化されることや地域住民に対するサービス水準が向上することであると認識している。また、その際には、上下水道両事業の業務内容に精通した職員の育成を図ること等が重要であると認識している。

五 について

水道事業については、水道施設の耐震化等の災害対策の強化、水道の広域化等の運営基盤の強化、水質管理の徹底による安心で快適な給水の確保、浄水処理や送配水に係るエネルギーの低減等の環境・エネルギー対策の強化等が当面する課題として挙げられる。

公共下水道事業については、下水道未普及地域の解消、浸水被害の軽減や下水道施設の耐震化等の災害対策の強化、河川等の公共用水域の水質改善の推進、バイオマスの活用等の資源・エネルギー再生利用の推進等が当面する課題として挙げられる。

また、水道事業、下水道事業ともに、「新成長戦略」（平成二十二年六月十八日閣議決定）において、日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させることとしており、これらの取組を進めていくことが重要であると考えている。

六 について

上下水道事業の所管は、厚生労働省と国土交通省（以下「両省」という。）のそれぞれの設置法

によって定められているが、その運用に当たっては、両省で連携を図ることに留意しているところであり、その具体的取組としては、「知的財産推進計画2010」(平成二十二年五月二十一日知的財産戦略本部決定)を踏まえ、両省で連携して水分野の国際標準化戦略の検討等を行うとともに、両省を中心とした関係省庁で「海外水インフラPPP協議会」を設置し、地方公共団体を含めた上下水道事業の海外展開に向けた取組を推進しているほか、今般の東日本大震災への対応に当たっては、放射性物質で汚染された浄水発生土及び下水汚泥等について、両省で連携を図りつつ地方公共団体や関連する業界団体に対し、処理の推進について働きかけ等を行っているところである。

平成二十三年七月八日提出
質 問 第三〇七号

生活保護と不正受給の問題に関する再質問
意 書

提出者 馳 浩

生活保護と不正受給の問題に関する再質問
主意書

本年三月末時点の生活保護受給者数が五十九年ぶりに二百万人を突破したことが明らかになった。これは過去三番目に多い数字で戦後混乱期並みの水準である。受給世帯数では百四十五万八千五百八十三世帯となり過去最多を更新した。

また、東日本大震災の影響で新たに生活保護の申請を行う世帯も増えており、今後、失業手当の期限が途切れることや、仮設住宅への入居が進むにつれて受給者がさらに増大することが予測される。国と自治体連携の下、被災者の声にしっかりと耳を傾けた生活再建支援を行い、自立に向けた木目細かいサポートが求められる。

前回質問主意書に対する答弁内容も踏まえ、以下の事項について質問する。

一 前回質問主意書の政府答弁書に関する再質問について

(一) 前回質問主意書三の答弁書にて、就労支援策を通じて、就職・所得が増加した生活保護受給者の数は、平成二十一年度において四万五千三百五十三人であり、このうち生活保護を廃止した者の数は、八千八百九十七人であることが示された。就職や所得が増加しても、約二割程度しか生活保護から抜け出ることが出来ない現状についてどのように分析しているか、見解を示されたい。

(二) 前回質問主意書十一に関する答弁で、現時点で、生活保護の国と地方の費用負担の割合を変更する必要がある、と政府の立場を示された。生活保護法において、憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障することが規定されてお

り、国の責任が明確に記されていると考えられるが、政府の見解は如何。

(三) 三月末時点の生活保護受給世帯数の内、高齢者世帯が六十二万三千七百二十世帯と全体の四十三%を占めた。今後も高齢社会の中で、高齢者の生活保護受給者が増加していくものと予測されているが、勤労意欲の高い現役世代の受給者とは異なる高齢者の受給者に対し、どのような支援や取組みが必要とお考えか、見解を示されたい。

二 東日本大震災の影響による生活保護の増大に関する問題について

(一) 東日本大震災以降で、被災者の方が新たに生活保護を申請した件数(申請世帯数)及び受給者数(受給世帯数)についてそれぞれ各県別数値を示されたい。

(二) 今後、失業手当の支給が途切れること、仮設住宅への入居が進んでくること等から、生活保護の申請がさらに増加するものと予測されるが、国はどのような形でサポートを行い、被災者の生活再建支援を行う方針が見解を示されたい。

(三) 被災者に寄せられた災害義援金や東京電力福島第一原発事故による仮払補償金の支給が収入とみなされ、生活保護を打ち切られる事例が明らかになった。これまでに震災に関連して生活保護を打ち切られたケースは何件になるか、市町村別数値にて示されたい。

れたい。

(四) (三)に関連して、生活保護の打ち切りを決定した自治体によると、厚生労働省の指針に基づき、判断したとされるが、指針における政府の認識と、自治体による生活保護打ち切りの判断に対してどのような見解が示されたい。

(五) 災害義援金や仮払補償金は、本来、被災者が生活再建を行うための見舞金であり、自立に向け今後の生活設計を行う上で、大切な備えになるはずが、収入として認定され切り崩しを迫られることに、被災者の心情や道義的にも違和感を覚えるが、政府の見解は如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三〇七号
平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出生活保護と不正受給の問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出生活保護と不正受給の問題に関する再質問に対する答弁書

一の(一)について
現下の厳しい経済状況や雇用情勢の中で、公

共職業安定所や福祉事務所等による就労支援策を通じて就労し、又は所得が増加した生活保護受給者のうち、生活保護を廃止した者の割合は、二割程度にとどまっており、より一層、生活保護受給者に対する就労支援に努める必要があると考える。

一の(二)について

お尋ねの国の責任については、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第一条において、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することが規定されている。

一の(三)について

厚生労働省としては、高齢の生活保護受給者の自立を助長するためには、その健康状態や能力に応じた支援を行う必要があると考えており、高齢の生活保護受給者の健康管理を行うための取組や高齢の生活保護受給者がボランティア活動に参加することを支援するための取組等を行う地方自治体に対し、財政支援を行っているところである。

二の(一)について

厚生労働省の調査によると、お尋ねの新たな申請件数及び受給開始世帯数は、平成二十三年五月末現在、北海道が三十七件及び二十六世帯、青森県が十三件及び十一世帯、岩手県が四十九件及び二十九世帯、宮城県が百十九件及び

九十一世帯、秋田県が四件及び三世帯、山形県が八件及び六世帯、福島県が七十一件及び三十三世帯、茨城県が七十六件及び六十七世帯、栃

木県が十一件及び七世帯、群馬県が四十件及び二十七世帯、埼玉県が九十件及び四十一世帯、千葉県が四十六件及び三十八世帯、東京都が百一件及び五十二世帯、神奈川県が七十二件及び六十七世帯、新潟県が四十八件及び四十一世帯、石川県が三件及び二世帯、山梨県が二十八件及び二十八世帯、長野県が十七件及び十六世帯、岐阜県が一件及び一世帯、静岡県が七件及び五世帯、愛知県が二十二件及び二十二世帯、三重県が二件及び二世帯、滋賀県が二件及び一世帯、京都府が十八件及び十七世帯、大阪府が十八件及び十八世帯、兵庫県が七件及び六世帯、奈良県が三件及び三世帯、和歌山県が二件及び二世帯、島根県が一件及び一世帯、岡山県が七件及び三世帯、広島県が十件及び六世帯、香川県が一件及び一世帯、愛媛県が五件及び五世帯、高知県が三件及び二世帯、福岡県が九件及び六世帯、長崎県が四件及び三世帯、熊本県が四件及び四世帯、大分県が一件及び一世帯、宮崎県が一件及び一世帯、鹿児島県が三件及び三世帯、沖縄県が八件及び四世帯である。

なお、同年三月及び四月の新たな申請件数及び受給開始世帯数については、宮城県気仙沼保健福祉事務所、石巻市社会福祉事務所、塩竈市社会福祉事務所及び大崎市社会福祉事務所に係

るものは把握できていない。

二の(二)について

厚生労働省としては、被災者の生活再建を支援するため、「日本はひとつ」しごとプロジェクトに基づき、復旧事業の推進、雇用創出基金の拡充、ハローワークによる就職支援の強化、雇用保険の延長給付の拡充、未払賃金の立替払の迅速な実施等に取り組んでいるところである。また、都道府県において、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)に基づく被災者生活再建支援金の支給を行うとともに、市町村において、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)に基づく災害援護資金の貸付けを行っているほか、都道府県社会福祉協議会において、被災した低所得世帯に対して生活福祉資金の貸付けを行っているところであり、国においては、このような都道府県等の取組に対し、財政支援を行っているところである。

今後とも、このような施策を推進することにより、被災者の生活再建を支援してまいりたい。

二の(三)について

御指摘のような事例があることは承知しているが、その具体的な件数については把握していない。

二の(四)及び(五)について

厚生労働省としては、「生活保護法による保

護の実施要領について(昭和三十六年四月一日付け厚生省発社第百二十三号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。)等において、災害等によつて損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち生活保護受給世帯の自立更生のために当てられる額については、当該額が自立更生のために当てられることを確保するため、必要に応じ、当該生活保護受給世帯に自立更生計画の作成を求めた上で、収入として認定しないこととしているところである。

御指摘の災害義援金及び仮払補償金(以下「義援金等」という。)についても、実施要領等に基づき同様の取扱いとしているが、自立更生計画の作成が過大な負担とならないよう、同計画を簡略化して作成することを認めることとし、地方自治体にその旨を通知したところである。

厚生労働省において、都道府県等からの情報等を基に、義援金等の支給を受けた生活保護受給世帯について生活保護の停止又は廃止の決定をした地方自治体の調査を行ったところ、一部の地方自治体において不適切な取扱いが行われていたため、適切な取扱いを行うよう指導したところである。

今後とも、実施要領等に基づき適切に生活保護が実施されるよう、地方自治体を指導してまいりたい。

平成二十三年七月八日提出
質問 第三〇八号

北方領土問題解決に向けた外務省の態勢づくりに関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

北方領土問題解決に向けた外務省の態勢づくりに関する質問主意書

一 外務省として、同省職員を都道府県、市町村に出向させている事例はあるか。あるのなら、過去五年間における人数並びに出向先を明らかにされたい。

二 外務省として、都道府県、市町村からの出向職員を受け入れている事例はあるか。あるのなら、過去五年間における人数並びに受け入れ元を明らかにされたい。

三 外務省が同省職員を都道府県、市町村に出向させ、また都道府県、市町村からの出向職員を受け入れている目的は何か。右は、我が国の利益にどのように資するものであるのか。

四 我が国の領土問題の一つである北方領土問題の解決を図る上で、外務省が北方領土に隣接し、北方領土問題原点の地である根室市はじめ羅臼町、標津町、別海町、中標津町の一市四町との連携、協力を深め、現地の方々の想いを受けてロシア政府との交渉に臨むことは意義のあることであると考えが、外務省の見解如何。五 外務省として、四の一市四町に、同省職員を出向させた事例はこれまであるか。また現在、

出向させているか。

六 外務省として、四の一市四町からの出向職員を、主に欧州局ロシア課等、対口外交、北方領土交渉に深く関わる部署に受け入れた事例はこれまでであるか。また現在、受け入れているか。

七 五と六で、これまでになく、また現在もないのなら、今後新たにどのようにする考えはあるか。

八 七で、そのようにする考えがないのなら、それはなぜか説明されたい。

九 外務省として、千代田区霞が関にある本省以外に、分室や出張所等の出先機関を日本全国各地に置いてあるか。それらの全て明らかにされたい。

十 外務省が九の出先機関を置いている目的は何か。右は、我が国の利益にどのように資するものであるのか。

十一 外務省として、四の一市四町、特に根室市に外務省の分室や出張所等の出先機関を設置する考えはあるか。

十二 十一で、ないのなら、それはなぜか。原点の地に外務省の出先機関をつくることで、そこに住む方々の苦しみ、悩み等を直接、肌感覚で受け止め、それを対口交渉に活かしていく態勢をつくることができ、更には、北方領土交渉に賭ける我が国の強い意欲をロシアに示すことにもなると考えるが、外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第三〇八号

平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土問題解決に向けた外務省の態勢づくりに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土問題解決に向けた外務省の態勢づくりに関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年七月十四日から平成二十三年七月十三日までの間に、外務省から都道府県又は市町村に出向していた職員の数は九人であり、出向先は、北海道、東京都、大阪府、奈良県及び北九州市である。

二について

平成十八年七月十四日から平成二十三年七月十三日までの間に、外務省に出向していた都道府県又は市町村出身の職員は百十六人であり、これらの職員の出身都道府県又は市町村は、北海道、札幌市、帯広市、秋田県、宮城県、仙台市、福島県、喜多方市、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、舞鶴市、大阪府、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、

岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、福岡市、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県である。

三について

お尋ねについては、外務省と地方公共団体との関係の強化、相互理解の促進等を目的としており、政府と地方公共団体が一体となつて取り組むことが我が国の総合的な外交力を高める上でも有益であると考えている。

四から八まで、十一及び十二について

平成十八年七月十四日から平成二十三年七月十三日までの間に、根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の一市四町(以下単に「一市四町」という。)に外務省の職員が出向していた事例はなく、また、一市四町の職員が外務省に出向していた事例はない。現時点において、外務省として、一市四町に外務省の職員を出向させ、又は一市四町からその職員の出向を受け入れること、及び一市四町に出先機関を設置することについては検討を行っていないが、従前より北海道からその職員の出向を受け入れているとともに、平成十八年九月に外務省欧州局ロシア課に北海道連携推進室を設け、北海道、北海道内の市町村等と外務省との連携に取り組んでいる。政府としては、今後とも、長きにわたる北方四島の返還を待ちわびておられる北方地域元居住者等の強い思いを真摯に受け止め、北方領土問題を可能な限り早期に解決すべく、強

い意思をもってロシア連邦政府との間で交渉を行う考えである。

九及び十について

外務省は、その職員を、千葉県成田市に所在する成田分室において、訪日した外国政府の要人等に対する便宜供与、成田空港内における領事事務の補助等の業務に従事させている。また、大阪府大阪市に所在する大阪分室において、関西に所在する総領事館等に対する活動支援及び儀典、関西に来訪された国賓等外国賓客の接遇、関西における地方公共団体との連携推進等の業務に従事させている。さらに、沖縄県那覇市に所在する沖縄事務所において、沖縄に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）に関わる事項等についての沖縄県民の意見及び要望を聴取し、これを外務省本省に伝えるとともに、必要に応じ、合衆国軍隊等との連絡・調整を行う等の業務に従事させている。以上の業務をそれぞれの地域において行うことが、円滑な外交関係の処理につながるものと考えている。

平成二十三年七月十一日提出
質 問 第三〇九号
仮設住宅用地不足に関する質問主意書

提出者 佐藤ゆうこ

仮設住宅用地不足に関する質問主意書

菅内閣は東日本大震災の仮設住宅をめぐり、八月のお盆までに被災者の仮設住宅七万二千戸を建設するとの目標を掲げている。一方で、仮設住宅の用地確保が困難な地域もあり、目標達成を危ぶむ声も聞かれる。よって次のとおり質問する。

一 岩手、宮城、福島三県で必要とされる戸数は何戸で、そのうち、これまでに完成した仮設住宅の戸数を明らかにされたい。

二 右三県の未完成の住宅の内、用地の確保はどこまでできているのか。それによる仮設住宅の戸数はどのくらいか、明らかにされたい。

三 報道によれば宮城県の気仙沼市、女川町、南三陸町で計四千戸分の用地確保が困難といわれているが、その真偽はどうか、明らかにされたい。

四 大震災発生直後から避難所や仮設住宅用の用地の提供を政府に申し入れながら何の返事もないケースが見られる。緊急物資の援助についても大量のベビー用品の提供を申し入れながら全く無視されたケースもある。政府はこうした民間の善意に対して返事をする必要はないと考えなのか、考えを明らかにされたい。

五 これまでに政府に対して情報提供は何件あり、その中で活用された件数と活用されなかった件数を明らかにされたい。

内閣衆質一七七第三〇九号
平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出仮設住宅用地不足に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出仮設住宅用地不足に関する質問に対する答弁書

一について

岩手県、宮城県及び福島県によれば、建設が必要となる応急仮設住宅の戸数は、本年七月十三日現在で計五万二千六十八戸であり、このうち、既に完成している戸数は三万七千九百三十五戸であるとのことである。

二及び三について

お尋ねについては、岩手県、宮城県及び福島県によれば、本年七月十三日現在で完成していない一万二千三百三十三戸のうち、宮城県気仙沼市の六百七十三戸分の用地を除く一万六千六百六十戸分の用地が確保されているとのことである。

四について

御指摘の用地の提供や緊急物資の援助など民間からの様々な申出に対しては、申出内容をもった上で、申出者に対して関係機関を紹介したり、関係機関に情報を提供するなど、適切に対応してきたところである。

五について

お尋ねの情報提供の件数については、把握していない。

平成二十三年七月十一日提出
質 問 第三一〇号

古賀茂明氏への退職勧奨に関する再質問主意書

提出者 渡辺 喜美

古賀茂明氏への退職勧奨に関する再質問主意書

古賀茂明氏（以下、「古賀氏」という。）の退職勧奨の理由について、七月八日の答弁書（内閣衆質一七七第二八〇号）では「個別の人事に関する検討の過程に関わるることについてお答えすることは差し控えたい」とのことだが、海江田大臣は国会では、

（一）「勤務時間にもテレビに出たり執筆したり」していること

（二）「まず組織の中でいろいろな議論をする」といった順序を踏んだ議論ができない人であること

が理由であるかのような発言をしている。

この点について、以下質問する。

一 「個別の人事に関する検討の過程に関わること」について、答えを差し控える理由は何か。

平成二十三年七月十一日提出
質問 第三一一号

社会保障と税一体改革成案に関する質問主意書

提出者 佐藤ゆうこ

社会保障と税一体改革成案に関する質問主意書

政府と与党は六月三十日に社会保障と税一体改革成案をまとめた。その中で社会保障改革の安定財源確保として二〇一〇年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を一〇%まで引き上げるとしている。その前提として「デフレ脱却」と「経済状況の好転」を掲げると共に、「国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強めて、国民の理解と協力を得る」としている。そこで以下の質問をする。

政府は「経済財政の中長期試算」において二〇一五年度において実質成長率二・二%、名目成長率三・二%の「成長戦略シナリオ」を掲げている。一方、「慎重シナリオ」では実質、名目それぞれ一・〇%、一・三%を挙げている。「経済状況の好転」はどれを指すのか、明確にお答えいただきたい。

二 日本経済は平成七年以降、おおむね二%台の実質成長率を遂げてきた。政府はバブル崩壊後

の約二〇年を日本経済が低迷を続け閉塞状況にあったと総括している。政府は日本経済の潜在成長力を何%と見ているのか、デフレ脱却とは名目・実質成長率が何%に達した状況と考えているのか、お答えいただきたい。

三 国会議員の定数削減は二〇一〇年代半ばまでに、何議席減らすのか。また、民主党がマニフェストにうたった委員長手当などを見直すことで国会議員の経費を二割削減するとの公約はいつまでに実行するのか、明らかにされたい。

四 行政刷新会議は昨年十月に特別会計の事業仕分けを実施した。その結果、貿易再保険など四特会を廃止、漁船再保険及び漁業共済保険など三特会を統合するとの結論を出した。しかし、いまだに法案が提出されていない。いつまでに実行するのか、明らかにされたい。また、特別会計の見直しはこれで十分と考えているのか、併せてお答えいただきたい。

五 増税の前に国の資産の売却などすべきことは多い。現在、国の資産はいくらあるのか。そのうち、売却のメドが立っているものはどのくらいなのか、明らかにされたい。

六 消費税増税の前に取り組まなければならないことがある。現在、医療、介護、教育、社会福祉事業、住宅賃貸などいくつかの非課税取引が設けられている。しかし、実態はこれらのサービスを提供する事業には仕入れ税額控除が認められていないため、消費税は課税されており、結局はこれらのサービスを利用する消費者が負担する仕組みとなっている。仕入れ税額控除が可能な課税制度に改め、かつ利用者負担を増やさない制度に改善することが急務と考えるが、明確に答弁いただきたい。

七 デフレからの脱却が最優先の政策課題と考える。現在、デフレギャップは約二十兆円あると言われている。つまり、二十兆円のマネーが足りない。このデフレギャップを埋めるために二十兆円の政府紙幣を発行し全国民に配る案が出されている。あるいは二十兆円の減税、社会保障費の免除などで有効需要を作り出すことができる。政府が本当にデフレ脱却を考えるならば、今こそ減税を断行すべきと考えるが、明確にご答弁いただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第三一一号
平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出社会保障と税一体改革成案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出社会保障と税一体改革成案に関する質問に対する答弁書

一 について
「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつ

つ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断することとしている。

二 について

潜在成長率は、推計方法等によってその推計値が大きく異なり得るため、相当の幅をもって見る必要があるが、内閣府の推計によれば、近年はおおむね零パーセント台前半で推移してきたと見られる。

また、「デフレ脱却」の判断については、物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないことを確認する必要があると考えており、物価の基調や背景を総合的に考慮し慎重に判断することとしている。したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは困難である。

三 について

政府としては、国会議員の定数や経費の削減については、まずは、国会において御議論いただくべき問題であると考えている。

四 について

特別会計の見直しについては、御指摘の事業仕分けにおいて、全ての特別会計をゼロベースで見直し、無駄の排除や事務事業の在り方を始め幅広い観点から検討が行われた。政府としては、事業仕分けの指摘事項を踏まえ、可能なものについて、平成二十三年度予算において所要の対応を行ったところである。また、現在、東

日本大震災への対応も踏まえつつ、各特別会計の見直しに係る論点の整理を行っているところであり、今後、これに基づき、見直しに向けた具体的な検討を行い、法制面の対応も含め、必要な対応を行ってまいりたい。

五について
国有財産の平成二十一年度末における現在額は、行政財産は三十五兆二千六百三十四億円、普通財産は七十二兆一千百十三億円であり、合計で百七兆三千七百四十八億円となっている。
なお、行政財産は、国の事務、事業の用等に供されており売却が見込めないほか、普通財産についても、独立行政法人への出資財産等売却不可能なものが含まれている。また、御指摘の「売却のメドが立っているもの」の意味するところが必要しも明らかではないが、平成二十三年度予算において、国有財産売却収入として五千五百億円を計上している。

六について
消費税は消費、般に広く負担を求める間接税であるが、国内において行われる資産の譲渡等のうち消費税法(昭和六十二年法律第八号)別表第一に掲げるものについては、政策的な観点等から非課税とされている。

また、消費税は、諸外国の付加価値税と同様、消費一般に広く負担を求める観点から、取引の各段階で課税を行うとともに、課税の累積を排除する観点から、前段階の消費税額を控除

する仕入税額控除を行う制度となっている。この制度の下においては、課税売上げに対応する仕入れに係る消費税額については控除の対象としているが、非課税売上げに対応する仕入れに係る消費税額分については当該売上げの価格引上げによって転嫁を図るというのが基本的な考え方であり、このような考え方は、諸外国の付加価値税においても同様である。

御指摘のように、非課税売上げに対応する仕入れに係る消費税額分について仕入税額控除の対象とする制度を採用することは、消費一般に広く負担を求めるといふ消費税の性格に著しく反することになること等から、困難であると考えている。

七について
少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、社会保障・税一体改革により、社会保障の安定・強化と財政健全化を同時に達成することが不可欠であり、これにより国民生活が安定し、雇用や消費の拡大を通じて、経済成長と物価の安定的上昇に寄与するものと考えている。

平成二十三年七月十一日提出
質問 第三一二号
モンゴルへの核廃棄物貯蔵・処分場建設計画に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

モンゴルへの核廃棄物貯蔵・処分場建設計画に関する質問主意書

経済産業省が米エネルギー省、日本の民間企業と共にモンゴルへ核廃棄物の貯蔵・処分場の建設計画を推進していることが明るみに出た。菅総理がエネルギー政策の見直しを声高らかに主張する中での動きであり、菅政権のエネルギー政策の迷走ぶりを如実に表している。今後、菅内閣がどのようなエネルギー政策を進めるのか、基本方針を明らかにすることが必要である。

従って、次の事項について質問する。

一 国として、使用済み核燃料などの核廃棄物貯蔵・処分場をモンゴルに建設する計画を推進しているのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、この核廃棄物の貯蔵・処分場建設計画は、モンゴルで加工したウラン燃料の供給と使用後の処理を担う「包括的燃料サービス(CFS)」構想の一環であるが、日本も参加する意志があるのか、菅内閣の具体的な見解如何。

三 二に関連し、CFSに参加することによって、青森県六ヶ所村の再処理工場を中心とした核燃料サイクル事業にどのような影響を与えるのか、菅内閣の見解如何。

四 三に関連し、国として今後とも核燃料サイクル事業を推進していく方針に変わりはないのか、菅内閣の見解如何。

五 一、四に関連し、国内の高レベル放射性廃棄

物最終処分場の選定にどのような影響があるのか、菅内閣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七七第三一二号
平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出モンゴルへの核廃棄物貯蔵・処分場建設計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出モンゴルへの核廃棄物貯蔵・処分場建設計画に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について
御指摘の「使用済み核燃料などの核廃棄物貯蔵・処分場をモンゴルに建設する計画」については、我が国としてこれを推進する立場にはない。なお、原子力発電に関して、新規導入国に対する燃料供給から使用済燃料の引取りまでの一連のサービスを包括的に提供する国際的な枠組みの在り方については、これまで我が国としても国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)の場において、議論に鋭意参加してきたところではあるが、原子力発電の新規導入国等の外国がそのようなサービスを利用することが想定されており、我が国が国内において

発生する使用済燃料についてそのようなサービ
スを利用することは考えていない。このため、
本件が我が国の高レベル放射性廃棄物の最終処
分を含む核燃料サイクルに影響することはない
ものと考えている。

四について

今般の東京電力株式会社福島第一原子力発電
所の事故の原因について、徹底的な検証を行
いつつ、核燃料サイクルの進め方を含む今後のエ
ネルギー政策の在り方について、国民各層の御
意見を踏まえて検討を進めてまいりたい。

平成二十三年七月十一日提出
質問 第三一三号

菅首相の政治主導により実施されるストレス
テスト等に関する質問主意書

提出者 山本 拓

菅首相の政治主導により実施されるストレ
ステスト等に関する質問主意書

菅首相は、今回のストレステストを通じ国民
に原子力の安全を保証する旨発言しているが、
菅内閣として原子力の安全とは、国民に何を保
証するのか。米政府は、原子力の安全とは、
「如何なる原発事故が発生しても国民に放射線
被害を及ぼさない」としているが、この際、菅
首相は、国民に対し、「原子力の安全」を保証す

るとは、「如何なる原発事故が発生しても国民
に放射線被害を及ぼさない」趣旨である事を明
確にすべきと考えるが如何。原子力の専門家等
は、木を見て森を見ずの傾向がある。

二 原子炉の安全設計の「多重防護」の一つである
「五重の壁」に位置付けられている「原子炉建屋」
について、国（経済産業省・文部科学省）が国民
に対し「原子力の安全に関するパンフレット」を
大量に配布してきた。子供向けパンフレットに
は、「原子力発電所では、放射性物質が外にも
れないよう、五重のかべでしっかりとこめ
ています」と明記し安全をPR。また一般向け
パンフレットも放射性物質に対する五重の防壁
のイラストを記載し、一重防壁から五重目まで
役割を明記、その中で五重目の防壁は、原子力
建屋で「万が一、原子炉事故で放射性物質が原
子炉格納容器の外部に漏洩しても厚い鉄筋コン
クリート構造の原子炉建屋で放射性物質の外
部への漏洩を防ぐ」と記載し安全をPRしてい
る。ところが東電福島原発事故では、国が配布
してきた安全PRパンフレットを信じていた国
民の目に、頼りの五重目の防壁（原子炉建屋）の
破壊映像が焼き付いている。二〇一一年六月六
日の東京新聞朝刊に東電福島第一原発三号機で
起きた水素爆発について「建屋内の圧力は約六
十気圧に達し、建屋上部が吹き飛んだ」との記
述があるが、政府に対し、三号機も含め破壊し
た各建屋の破壊時の建屋内気圧の開示を求め

る。

三 東電福島原発事故を踏まえて出された、七月
六日の文書（23安委決第7号）の「評価の視点
（1）多重防護の考え方に従い、各防護対策との
関係を明示すること」における防護対策につい
て、建屋内の圧力を、現実には破壊に至らしめ
た、もはや想定外ではない実績圧力を前提に防
護対策を求めるのか、もしくは、班目原子力安
全委員会委員長の権限のもと東電福島原発の建
屋破壊は、今後とも想定外として無視して求め
ないのか、政府の見解を求める。

四 七月八日の福井県議会において福井県知事
は、「福島」の事故の原因究明をまず行い、福井
を含めた全国に原発に反映させることが基本で
あり、国内の原発の安全性を高める手順として
は、現段階で判明している福島の知見を定期検
査中の原発に取り入れ、新たな知見が出てくれ
ば次の定検に反映させるべきだ。IAEAに提出
した事故報告書に盛り込まれた中長期対策
は、実施時期など具体的なスケジュールを明ら
かにしてほしい」と発言しているが、この際、
この項で記載した福井県知事の発言内容につ
いて、政府の答弁を求めるとともに、政府とし
て、IAEAに提出した事故報告書に盛り込ま
れた中長期対策の実施時期など、具体的なスケ
ジュールを示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第三一三号

平成二十三年七月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿 菅 直人

衆議院議員山本拓君提出菅首相の政治主導に
より実施されるストレステスト等に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出菅首相の政治主導
により実施されるストレステスト等に関する
質問に対する答弁書

一について

原子力の安全確保とは、国際原子力機関（I
AEA）が中心となって策定した基本安全原則
において示されているとおり、個人及び環境を
放射線の有害な影響から防護することであると
認識している。

二について

お尋ねの「三号機で起きた水素爆発」とは平成
二十三年三月十四日に発生した東京電力株式会
社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力
発電所」という。）の第三号機で起きた水素爆発
と考えられるが、同じく水素爆発と思われる事
象が発生した第一号機、第二号機及び第四号機
を含め、お尋ねの「建屋の破壊時の建屋内気圧」
については不明である。

三及び四について

経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安
院」という。）においては、福島第一原子力発電

所の事故を踏まえ、平成二十三年三月三十日に各電気事業者等に指示した緊急安全対策の実施状況について、立入検査や訓練の立会いにより確認及び評価し、福島第一原子力発電所の事故を引き起こしたものと同程度の津波により、全交流電源喪失に至ったとしても、炉心を管理された状態で維持し冷温停止状態につなげることができるとの対応の準備や必要な機器の配備を行っていることなどを確認している。また、保安院においては、同年六月七日に、各電気事業者等に対し、炉心損傷等のシビアアクシデントが万一発生した場合でも迅速に対応するために直ちに組み込むべき措置として、緊急時における発電所構内通信手段の確保、水素爆発防止対策等の実施を指示し、当該指示に対する各電気事業者等からの報告を踏まえ、立入検査や訓練の立会いにより確認及び評価し、これらの措置が適切に実施されていることを確認している。さらに、内閣府原子力安全委員会においては、同年七月六日に、保安院に対し、既設の発電用原子炉施設について、設計上の想定を超える外部事象への頑健性に関する総合的な評価を行うことを要請し、その手法及び実施計画を報告することを求めている。今後とも、政府としては、引き続き事故の原因については予断なく徹底的な検証を行い、その検証で得られた知見を踏まえ、原子力の安全確保に万全を期してまいりたい。

お尋ねの「具体的なスケジュール」について

は、個々の対策によって異なるが、例えば防潮堤の設置、原子炉建屋の水密化工事については二年から三年程度で完了する予定であることを確認しており、今後とも対策の確実な実施を各電気事業者等に対して促してまいりたい。

平成二十三年七月十一日提出
質問 第三一四号

中国企業による東シナ海ガス田「白樺」の一方的な掘削に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

中国企業による東シナ海ガス田「白樺」の一方的な掘削に関する質問主意書

日中両国が共同開発に向けて協議を進めている東シナ海ガス田「白樺」(中国側呼称：春晓)について、同ガス田開発を担う中国側の国有企業「中国海洋石油(CNOOC)」の幹部が本年三月八日、同ガス田は既に生産段階にあり、掘削の事実を認めているとの報道がなされていた。右を踏まえ、以下質問する。

一 東シナ海におけるガス田の日中共同開発に係る日中間の合意(以下、「合意」という。)につき、説明されたい。

二 前文で触れた、CNOOCが「合意」に反して白樺の掘削を行い、既に石油が出ており、生産段階にあるという報道は事実か。政府として、現時点に至るまで、右の詳細を確認し、正確な状況を把握しているか。

三 昨年九月二十五日、中国側が一方的に白樺の開発に踏みきり、掘削を始めた可能性が高いとの認識を、経済産業省が示したとの報道がなされていた。右に関し、中国側が白樺の掘削を始めたというのは事実か。事実なら、政府としてどのような対抗措置を取っているのかとの質問に対し、過去の答弁書(内閣衆質一七六第六号)では「御指摘の事実は確認されていない。」との答弁がなされているのみであった。右の答弁書を閣議決定して以来、政府としてこれまで、中国側による白樺掘削の事実関係につき、調査を行ってきたか。

の境界がまだ画定されていない東シナ海を平和・協力・友好の海とするとの日中両国首脳間の共通認識を実現するための第一歩として、境界画定が実現するまでの過渡的期間における、双方の法的立場を損なわないことを前提とした協力について合意したものである。具体的には、東シナ海の北部において共同開発を行うこと、白樺油ガス田の中間線中国側において中国側が既に開発に着手した場所における開発に日本法人が参加すること、これらに関する必要な国際約束を締結することを主な内容としている。

二について

外交上のやり取りに係る詳細について明らかにすることは差し控えたいが、御指摘の報道に関し、中国政府からは当該報道の内容は事実ではない旨説明があった。

三について

政府としては、平素から東シナ海を含む我が国周辺海域の状況を注視しており、御指摘の期間において、白樺油ガス田における中国側動向についても注視してきている。

平成二十三年七月十一日提出
質問 第三一五号

大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する再質問主意書

提出者 吉井 英勝

官 報 (号 外)

大規模災害時における情報収集衛星の活用
に関する再質問主意書

先の質問主意書(本年六月三十日提出、質問二八六号)において、東日本大震災という未曾有の大災害に際し、政府が「大規模災害等への対応」を目的に運用している情報収集衛星が撮影した画像情報の公開の問題を取り上げた。大規模災害への対応を目的として導入を決めた人工衛星でありながら、情報収集活動に支障を及ぼすという理由で、政府は災害に対応する機関・組織や研究者等に衛星画像を全く公開せず、利用もさせていない。これは政府自らが国民の命と安全を確保する責任を果たしていないことと、大規模災害への対応という言葉が軍事偵察衛星である実態を覆い隠すための「方便」に過ぎないことを指摘したが、答弁書において「御指摘は当たらない」という見解が示された。

よって、次のとおり質問する。なお、元号は使わずに、すべて西暦で表記されたい。

(一) 東日本大震災における被災者救援、被害情報把握、復旧活動等において、情報収集衛星が撮影した画像と画像に基づいて作成された情報を利用した省庁名をすべてあげられたい。

(二) 東日本大震災への対応に当たり、省庁ごとの情報収集衛星の詳細な利用状況を明らかにするように求めた。大規模災害への「対応」とは、「被災地における政府の支援活動等を行い

うもの」と答えたが、省庁別の状況については「それぞれの所掌事務の遂行における情報源の一つとして、その結果を活用」とあるだけで、省庁別の詳細がなかった。利用省庁別の具体的な支援活動とはどのようなものであったのか。その内容を明らかにされたい。

(三) 政府は、大規模災害の被害状況を撮影した画像を公開すると、情報収集衛星の性能と運用状況が明らかになると、なぜ「今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれ」が生じるのか。その理由を分かりやすく答えられたい。

(四) 内閣情報調査室が情報収集の画像を基に作成した被災状況推定地図について、答弁書によれば「当該地図を配付された関係省庁においては、現地対策本部等に当該地図を配付し、現地の移動可能な経路の把握、津波により被災した農地面積の推計、被災した企業活動拠点の把握等に活用しているところ」とある。これらの情報取得であれば、民間商用衛星や航空機による撮影画像を使えば可能であり、情報収集衛星の画像は必要としないのではないか。

(五) 東北電力・女川原発も津波の被害を受け、重油タンクが転倒する等の外見でも明確な被害があつたにもかかわらず、被災状況推定地図の当該部分には津波の浸水が及んでいない

ことになっていることから、情報収集衛星の画像に津波の浸水状況が撮影されていないのか質した。これに対する答弁は今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい」というものであつたが、実際には内閣衛星情報センターは、女川原発とその周辺に津波の浸水があつたことを判読・分析することができなかったのではないか。

(六) 答弁書において、情報収集衛星の目的であると政府が主張する「大規模災害等」に、東京電力・福島第一原発の事故が含まれることが明らかとなった。さらに、公開されている同原発の状況を撮影した画像は、内閣官房が米国の保有する衛星画像を代理店経由で、三千六百万円あまりで購入していることも明らかとなった。

質問主意書では情報収集衛星が福島第一原発の状況を撮影しているか否かを質したが、それに対する明確な答はなかった。大規模災害に含まれる福島第一原発事故の状況を把握するため、情報収集衛星を運用する内閣官房自身が、わざわざ米国の衛星画像を購入しているのは予算の無駄であると思うが、なぜ他国の衛星画像を購入する必要があつたのか、その理由を明らかにされたい。情報収集衛星が設計どおりの機能を果たしていなかったからなのか。あわせて答えられたい。

(七) アメリカからの商用衛星の画像を購入した主体は内閣官房とあるが、これは内閣情報調査室か、内閣衛星情報センターか、あるいは他の組織か、明らかにされたい。

(八) 商用衛星画像の購入先は日本スペースイメージング(株)と(株)日立ソリューションズで、価格は合計で三千六百八万五千七百七十円であることが示されたが、その内訳を購入先と衛星別に示されたい。また、各衛星の分解能を示されたい。

(九) 二社からの衛星画像購入の契約は、それぞれ一般競争入札だったのか、随意契約だったのか。一般競争入札であれば、入札参加者が入札価格、落札価格、予定価格とをそれぞれ明らかにされたい。また、随意契約であれば、随意契約にした理由は具体的に何であり、予定価格はいくらであつたか。

(十) 答弁書に「現在、運用できるレーダ衛星がないため、情報収集活動に一定の制約が生じているものの、他の光学衛星を活用することなどにより、支障が生じないよう努めているところ」とある。そうであれば、必ずしもレーダ衛星は必要ないのではないか。

(十一) 未曾有の被害をもたらした大災害でも、「大規模災害等への対応」を目的とした衛星が得た情報を明らかにすることができない実態ならば、情報収集衛星に関連するすべての予算の執行を停止し、あわせて衛星の運用と今

後の予算計上をやめ、それを大震災の復興予算財源に充てることを求めた。これに対し答弁書では「今後とも、情報収集衛星を大規模災害等への対応にも有効に活用してまいりたい」と、それを拒否する姿勢を示した。予算執行停止や衛星運用の停止、予算計上の打ち切りを拒否するのは、情報収集衛星の真の目的が他国や他地域を宇宙から偵察、監視することにあるからなのではないか。

(十二) 情報収集衛星の一号機から八月二十八日に打ち上げ予定の光学四号機まで(軌道投入に失敗したものを含む)、また、現在開発・製造中の情報収集衛星までを合計すると全部で何機になるか。これらの製造(開発中含む)の契約相手はすべて随意契約により三菱電機と思うが、今後も情報収集衛星は三菱電機が受注することになっているのか。予算の執行停止や衛星の運用停止、今後の予算計上の打ち切りができないもう一つの理由は、三菱電機の情報収集衛星の受注を確保することを保障するためではないのか。あわせて答えられたい。

(十三) 情報収集衛星のうち、レーダ衛星二機が設計寿命前に運用を停止した原因について、答弁書には「厳しい宇宙環境下における運用」による「電源系の経年劣化が原因と思われる」とある。地球周回軌道上にある人工衛星の障害の原因を宇宙空間に行って直接調べたり、

地上に持ち帰って調べたりすることは現状ではほとんど不可能と考えられるが、「電源系の経年劣化が原因」という判断は、誰が、いつ、どのような調査と方法によって下したものののか。また、電源系の経年劣化が設計寿命よりも早くなった理由は何であったと考えられるのか。一方で、情報収集衛星の光学衛星では電源系の経年劣化が設計寿命に影響を与えていないのはなぜなのか。あわせて答えられたい。

(十四) 宇宙航空研究開発機構(JAXA)保有の陸域観測技術衛星ALOS(通称、だいち)の主たる製造社は日本電気株(NEC)であった。「だいち」も情報収集衛星同様に合成開口レーダを搭載し宇宙から地球観測を行っていたが、設計寿命三年のところ、実際には設計寿命より二年長い約五年四ヶ月の運用期間を経て本年五月まで運用が続き、東日本大震災での各地の被災状況も撮影し公開してきた。

「だいち」の軌道高度は地上約六百九十kmであり、情報収集衛星の軌道高度は内閣官房の資料によれば地上五百km前後と、「だいち」よりも低い。「厳しい宇宙環境下における運用」という条件は「だいち」も情報収集衛星レーダ二機も同様であり、情報収集衛星だけが「厳しい宇宙環境下における運用」というのは人を欺くものである。「だいち」が設計寿命よりも二年も長く運用が可能であったのに対し、

情報収集衛星のレーダ二機が設計寿命よりも短い期間で運用を停止するに至ったのはどういう理由からと考えているか。また、三菱電機の製造社としての責任は全くないと考えているのか。

(十五) レーダ衛星二機の運用障害は「故意により発生したものではないと考えられる」とのことだが、なぜ故意により発生したものでないかと断定できたのか。

(十六) 「だいち」はこれまでも国外を含めて大災害が発生した際に、宇宙からの画像を公開・提供してきたが、東日本大震災でも運用が終

わる直前まで観測を続けていた。JAXAによれば、「だいち」の合成開口レーダによる観測で、広範囲にわたる津波被害を把握し公表。震災当日から翌日に、七十六枚の「だいち防災マップ」を内閣府に提供し、各県の対策本部に送付している。国土交通省からは津波の浸水状況について情報の提供の要請があり、広範囲にわたる合成開口レーダによる解析結果を報告し、海上の浮遊物情報も提供している。地殻変動の解析も行っている。農林水産省からは農地の浸水状況について情報を提供し、六県で二万ヘクタール以上の浸水が推定されると判明した。これは今後の農地復旧工法検討の材料として利用されるという。

京都大学防災研究所には、緊急地図作成プロジェクトのために画像を提供している。

「だいち」の例のように災害状況を撮影した衛星画像は、広く公開し活用してこそ意味がある。答弁書で明らかになったように「大規模災害等への対応」という目的を掲げ約八千二百億円もの多額の経費をつぎ込みながら、災害の情報を国民の前に全く公開しない情報収集衛星では、存在そのものが無用の長物であり浪費である。災害の情報でさえこれまでどおり非公開を続けるのであれば、重ねて運用の停止と今後の予算計上の打ち切りを求め、大震災の復興財源に充てるべきと考えるが、政府の見解はどうか。

(十七) 「だいち」の後継機(ALOS-2、ALOS-3)は技術試験衛星という位置づけで、開発を進めているのか。宇宙から撮影した災害状況を、広く公開し活用できる実用衛星にすることを検討していないのか。できないとすれば何らかの理由があるのか。

(十八) 「だいち」の観測データは国内地上局への直接伝送だけでなく、データ中継衛星DRTS(通称、こだま)も利用していたが、「こだま」は二〇〇三年に打ち上げられ、すでに設計寿命を過ぎて運用しているのではないかと考えられるがどうか。「こだま」の後継機の計画はどういう状況か。また、情報収集衛星のデータ伝送や、自衛隊が活用している人工衛星のデータ伝送に「こだま」を利用しているのか。あわせて、データ中継用に現在「こだま」

を利用している人工衛星の名称を、その保有者とともに明らかにされたい。

(十九) 情報収集衛星のデータ受信は、北海道苫小牧市の苫小牧衛星情報センター(北受信管制局)、茨城県行方市の北浦衛星情報センター(副センター)、鹿児島県阿久根市の阿久根衛星情報センター(南受信管制局)で受信していると思うが、国内に三つも受信局を置いている必要性を明らかにされたい。

また、受信管制局を含んだ地上施設の建設、維持管理や改修、整備費に毎年度いくら支出しているのか。九八年度から施設別に、円単位で答えられたい。

(二十) 答弁書において、現時点での内閣衛星情報センターへの防衛省や警察庁、公安調査庁をはじめ省庁からの出向者は合計で七十二名であることが示された。同センター設置以来、これまでの省庁別の出向者は合計何人か。出向前の官職名(職位)とともに示されたい。また、同センターの定員に変化があれば、あわせて示されたい。

(二十一) 現時点の内閣衛星情報センターの定員二百十九名のうち、省庁からの出向者七十二名を除いた百四十七名は民間企業や独立行政法人等の退職者を採用したものか、あるいは民間企業や独立行政法人等の出向者なのか。独立行政法人や公益法人からの者であれば、法人ごとに中途採用・出向の別を付してその

人数を明らかにされたい。

(二十二) 民間企業や団体からの採用者(出向含む)の数を明らかにすると、「今後の内閣衛星情報センターの業務に支障を及ぼすおそれがある」と考える理由は何か。具体的に明らかにされたい。また、これまでその情報を明らかにしたこと、実際の業務に何らかの支障が起きたことがあるのか。

(二十三) 内閣衛星情報センターの幹部職員の人事は「適材適所の観点」から行っているところである。同センター初代所長・國見昌宏氏は一九九九年十二月、防衛庁情報本部長を最後に退職。ヤマト運輸(株)経営企画本部長に再就職した後、同センター所長に就任した。三代目の所長・棕木功氏は二〇〇八年三月に防衛省情報本部長を最後に退職後、同センター所長に就任している。情報本部は防衛省の諜報活動を行う組織で、両名はその組織の長であった。「適材適所の観点」から同センター所長に任命したとすれば、同センターが諜報活動の組織・施設であることを象徴していると考えられる。両名の所長就任人事が、「適材適所」と考える根拠を明らかにされたい。

また、所長の人事とあわせて、省庁からの出向者七十二名のうち防衛省、公安調査庁、警察庁からの出向者が合わせて四十八名もいることは、同センターが運用する情報収集衛星は「大規模災害等への対応」とあたかも民生

用途の人工衛星を装いながらも、実態は軍事偵察衛星であることの裏付けとなるものではないか。

(二十四) 国会議員に対する説明のため、議員会館に来る内閣衛星情報センターの職員が名刺を持たないことについて、答弁書では「情報保全の観点から、職員に対し、名刺の作成・配布については業務上必要なものに限るよう指導している」と述べている。当該職員に何度名刺を求めても常に名刺を渡さず、その理由を問うと「名刺を持たないため」というのが事実であり、「国会議員に対して議員会館に説明に来る内閣衛星情報センターの職員は常に名刺を持たない」ということはない」という答弁は誤りではないか。

(二十五) さらに当該職員に対し、出向元の省庁名を問うてもそれを明かさない事実もある。国会議員への説明に際し、「名刺の作成・配布について業務上必要なもの」について、業務上必要なものとそうでないものとの基準はどこにあるのか。また、国会議員への説明に伴い職員が名刺を渡すことは、情報保全の観点から支障があるのか。業務上不必要なものだということを考えるのか。分かりやすく説明されたい。

(二十六) 答弁書によれば、情報収集打ち上げ用のH2Aロケット十六号機の製造費と打ち上げ費を合わせた額は九十四億九千百万円、同

十九号機の製造費と打ち上げ費を合わせた額は百三億七千万円である。これ以外の情報収集衛星を打ち上げた五号機・六号機・十号機・十二号機の打ち上げに係る予算額は四機とも約十九億円で、ほぼ同額である。十六号機と十九号機の製造と打ち上げ者はともに三菱重工(株)だが、十九号機の予算は十六号機より八億八千万円高くなっている。打ち上げに要する費用は、三菱重工の方針から考えれば同額か安くなっているはずと思われるが、十九号機が高額になっている分の具体的な内訳は何か。明らかにされたい。

(二十七) H2Aロケットの製造費と打ち上げ費とを、一括して計上するようになったのはいつからで、その理由は何か。一括計上は政府にとって何らかの利点があるのか。

(二十八) これまで打ち上げたH2Aロケットの一号機から十八号機までの製造費と、打ち上げ費はそれぞれいくらか。百万円単位で答えられたい。あわせて、打ち上げ日、打ち上げ依頼者、打ち上げ者、搭載した衛星等の名称を示されたい。

(二十九) 情報収集衛星の打ち上げに限らず、H2Aロケットの打ち上げ者が宇宙航空研究開発機構(JAXA)から三菱重工工業に変わったのは、打ち上げに関する業務が三菱重工工業に移管されたことによると思うが、同社への移管の目的は何で、どういう手続を経て移管し

たのか。詳細に示されたい。また、移管に際し同社は、国もしくはJAXAに対し、いつ、何の名目でいくらの支払いを行ったのか。

(三十) 打ち上げ者が三菱重工工業になってから、同社は打ち上げに際し、国もしくはJAXAに対し何らかの負担を求めているか。求めているとすれば、その名目は何で、金額はいくらか。ロケットの号機ごとに示されたい。右質問する。

内閣衆質一七七第三一五号

平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員吉井英勝君提出大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉井英勝君提出大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する再質問に対する答弁書

(一) 及び(二)について

お尋ねについては、内閣官房、警察庁、消防庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、国土地理院及び防衛省において、それぞれの所掌事務の範囲内で、被災地における被災者の捜索及び救援並びに被災地の状況把握等を行

うに当たり、内閣衛星情報センターから、同センターが行った情報収集衛星の撮像画像の判読・分析の結果(以下「情報収集衛星の画像情報」という。)の配付を受け、これを情報源の一つとして利用したところである。

(三)について

お尋ねについては、情報収集衛星の性能と運用状況が明らかになると、これを基に撮像対象から隠蔽工作等の対抗措置が講じられることにより、円滑な情報収集活動が困難となるおそれがあるからである。

(四)について

政府としては、情報収集衛星の画像情報の利用に加え、必要に応じ、民間の商用衛星や航空機により撮影された画像を活用しているところであり、「情報収集衛星の画像は必要としないのではないか」との御指摘は当たらないと考え

(五)について

お尋ねについては、情報収集衛星の性能及び運用状況が明らかになり、今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(六) 及び(七)について

政府としては、情報収集衛星の画像情報については、情報収集衛星等に関する秘密について保全措置を講じている者以外の方には非公開としており、東日本大震災への対応を行うに当た

り、当該保全措置を講じている者以外の方に対して衛星の画像を提供する必要があったことから、内閣衛星情報センターが、商用衛星の画像を購入したものである。

(八)について

お尋ねの商用衛星画像の購入金額及び購入先は、QuickBirdの画像が二百七十六万九千八百六十円及び株式会社日立ソリューションズ、WorldView-1の画像が四百九十四万九千二百八十円及び同社、WorldView-2の画像が六百六十八万九千三百三十円及び同社、IKONOSの画像が百二十六万六千円及び日本スペースイメージング株式会社並びにGeoEye-1の画像が百四十一万七千五百円及び同社である。

また、今回の購入に係る各衛星の直下視の分解能は、QuickBirdが六十センチメートル、WorldView-1が五十センチメートル、WorldView-2が五十センチメートル、IKONOSが一米ートル及びGeoEye-1が五十センチメートルであると承知している。

(九)について

お尋ねの画像購入の契約に当たっては、内閣衛星情報センターにおいて公募を行ったが、参加の意思表示があったのが株式会社日立ソリューションズ及び日本スペースイメージング株式会社のみであり、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の三第四項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」

に該当することから、当該二社と随意契約を締結したものである。

なお、当該契約においては、年間を通じた画像の単価を定めており、(八)についてのお答えした購入金額に対する予定価格は存在しない。

(十)について

レーダ衛星は、光学衛星と異なり、天候及び昼夜を問わず撮像が可能であり、的確な情報収集活動を行うためには、光学衛星及びレーダ衛星のそれぞれの機能を活用する必要があると考えている。

(十一)について

情報収集衛星については、今後とも、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主目的として、有効に活用していくこととしている。

(十二)について

お尋ねの情報収集衛星は合計で十五機である。また、情報収集衛星の開発については、内閣衛星情報センターから、その委託を受けた事業者が、複数の事業者からの提案を受け、その技術や価格を総合的に評価した上で衛星の製造を請け負う事業者を選定することとしており、現時点において、今後、衛星の製造を請け負うこととなる事業者は未定である。したがって、「三菱電機の情報収集衛星の受注を確保することを保障するためではないか」との御指

官 報 (号 外)

摘は当たらないと考えている。
(十三)から(十五)までについて

お尋ねについては、内閣衛星情報センターにおいて、レーダー一号機について、専門家の協力を得て、運用障害が発生した平成十九年(二十七年)三月以降、衛星のデータを基に原因究明等を行い、運用障害が発生した原因は厳しい宇宙環境下における運用による電源系の経年劣化であると考えられる旨の調査結果を同年八月に取りまとめた。また、レーダー二号機についても、専門家の協力を得て、運用障害が発生した平成二十二年(二十十年)八月以降、衛星のデータを基に原因究明等を行い、同様の調査結果を同年十二月に取りまとめた。内閣衛星情報センターとしては、これらの調査結果を基に、レーダー一号機及びレーダー二号機の運用障害は故意により発生したものではなく、契約上の責任はないと判断したものである。

情報収集衛星については、光学衛星を含め、電源系の経年劣化も勘案しつつ、打ち上げ後五年の時点で一定以上の確率で正常に機能しているよう設計しているものであり、厳しい宇宙環境下では、五年以内であっても正常に機能しなくなることもあり得ると考えている。

(十六)について
情報収集衛星については、今後とも、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等

の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として、有効に活用していくこととしている。

また、情報収集衛星により撮像した画像については、これを詳細に分析することにより、情報収集衛星の性能及び運用状況が明らかになり、今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、その公開を行っているところである。

(十七)について

お尋ねの「だいち」後継機(ALOS-2、ALOS-3)については、これに搭載する予定である地球観測装置について、現在、技術開発中である。また、当該地球観測装置を用いて撮像した画像については、「だいち」と同様に公開し、又は提供し、広く関係機関の利用に供することとしている。

(十八)について

お尋ねの「こだま」については、平成十四年(二十二年)九月に打ち上げられたものであるが、現在、その設計寿命である七年より一年十か月を超えて運用中である。「こだま」の後継機については、現在その整備計画を検討中である。また、現在、データ伝送に「こだま」を利用しているのは、独立行政法人宇宙航空研究開発機構が所有する国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」のみである。

(十九)について

国内に三つの受信管制局を設置している理由は、情報収集衛星が日本上空を通過する広い範囲で、情報収集衛星からのデータ受信及び情報収集衛星の管制を確実に行う必要があるためである。

また、お尋ねの各年度における施設別の支出額については、平成十八年度(二十六年)は、中央センターが六億九千三百九十七万三千三百九十五円、副センターが二億四千四百九十七万四千四百三十一円、北受信管制局が三億八千七百四十八万三千六百円、南受信管制局が一億五千三百一十三万三千五百五十円であり、この他、これらの施設について一括して契約を行ったため各施設に区分できない支出が三百五十一万六千二百二十円ある。平成十九年度(二十七年)は、中央センターが三億六千八百八十八万五千二百二十五円、副センターが二億七千七百八十二万六千五百五十四円、北受信管制局が三億八千六百四十六万八千二百五十円、南受信管制局が二億九千六百七十五万七千七百九十円であり、この他、これらの施設について一括して契約を行ったため各施設に区分できない支出が百五十六万六千円である。平成二十年度(二十八年)は、中央センターが六億二千八百七十七万五千五百五十円、副センターが二億七千九百十八万六千八百八十九円、北受信管制局が四億七千五百五十二万二千二百四十円、南受信管制局

が一億六千八百三十六万九千八百八十円であり、この他、これら施設について一括して契約を行ったため各施設に区分できない支出が千百六十二万五千五百五十八円である。平成二十一年度(二十九年)は、中央センターが七億二千七百六十四万二千八百五十円、副センターが二億八千九百九十三万三千五百二十九円、北受信管制局が三億二千四百四十二万八千八百円、南受信管制局が二億四千四百五十一万六千六百八十円である。平成二十二年(三十一年)は、中央センターが六億九千六百三十万七千二百五十円、副センターが二億七千九百九十二万六千八百八十七円、北受信管制局が三億九千九百八十五万七千三百円、南受信管制局が一億千四百四十五万三千三百円である。

なお、平成十七年度(二十五年度)以前については、関連資料の保存期間が経過しているため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

(二十)について

お尋ねの内閣衛星情報センター設置以来の省庁別の出向者数については、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。内閣衛星情報センターの定員は平成十三年(二十一年)度が百六十四名、平成十四年度(二十二年)度が百九十一名、平成十五年度(二十三年)度が二百四名、平成十六年度(二十四年

度)が二百六名、平成十七年度(二千五年度)が二百六名、平成十八年度(二千六年度)が二百八名、平成十九年度(二千七年度)が二百九名、平成二十年度(二千八年度)が二百八名、平成二十一年度(二千九年度)が二百十名、平成二十二年(二千十年度)が二百十五名及び平成二十三年(二十一年度)が二百十九名である。

名刺を持参している内閣衛星情報センター職員もおり、「答弁は誤りではないか」という御指摘は当たらないと考えている。

②十九億二千六百万円 ③同年十一月二十九日 ④内閣衛星情報センター ⑤独立行政法人宇宙航空研究開発機構 ⑥軌道投入に失敗した情報収集衛星光学機及びレーダ機

②十九億二千六百万円 ③同年十一月二十九日 ④内閣衛星情報センター ⑤独立行政法人宇宙航空研究開発機構 ⑥軌道投入に失敗した情報収集衛星光学機及びレーダ機

お尋ねについては、内閣衛星情報センターにおいては、民間企業や独立行政法人等の出身者については、全て公募等による採用を行っている。民間企業や独立行政法人等の内訳等を明らかにした場合、当該民間企業や独立行政法人等に対する不正な働きかけが行われること等により、国の重要な情報等が漏洩するおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。また、これまで、民間企業や独立行政法人等の内訳等を明らかにしたことはない。

お尋ねについては、H-IIAロケットの材料費及び燃料費の高騰が主な理由である。

H-IIA二号機 ①九十三億六千八百万円 ②十二億六千九百万円 ③平成十四年(二十二年)二月四日 ④及び⑤同事業団が自ら打ち上げ ⑥民生部品・コンポーネント実証衛星「つばさ」(MDS-1)

H-IIA十号機 ①七十六億五千三百万円 ②十九億二千二百万円 ③同年九月十一日 ④内閣衛星情報センター ⑤同機構 ⑥情報収集衛星光学二号機

内閣衛星情報センター所長の人事については、職歴のほか、所長に求められる能力や適性等を公正かつ厳格に判断し、適材適所の観点から行っているものである。内閣衛星情報センターの出向者の人事についても、適材適所の観点から行っているものである。

お尋ねについては、個々の状況により異なるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

H-IIA三号機 ①八十九億八千七百万円 ②十二億千百万円 ③同年九月十日 ④及び⑤同事業団が自ら打ち上げ ⑥データ中継技術衛星「こだま」(DRTS)及び次世代型無人宇宙実験システム(USERS)

H-IIA十一号機 ①百四億三千六百万円 ②十四億三千二百万円 ③同年十二月十八日 ④及び⑤同機構が自ら打ち上げ ⑥技術試験衛星Ⅷ型「ぎく八号」(ETS-VIII)

予算上、「製造費と打ち上げ費を一括して計上しているのは、H-IIA七号機(平成十七年(二千五年)打ち上げ)、H-IIA九号機(平成十八年(二千六年)打ち上げ)及びH-IIA十三号機(平成十九年(二千七年)打ち上げ)からH-IIA十八号機(平成十九年(二千七年)打ち上げ)までのロケットである。これは、これらのロケットの打ち上げ者との間では、ロケットの製造及び打ち上げについて一括して契約を締結していることから、この契約形態に合わせて予算を計上したものである。

予算上、「製造費と打ち上げ費を一括して計上しているのは、H-IIA七号機(平成十七年(二千五年)打ち上げ)、H-IIA九号機(平成十八年(二千六年)打ち上げ)及びH-IIA十三号機(平成十九年(二千七年)打ち上げ)からH-IIA十八号機(平成十九年(二千七年)打ち上げ)までのロケットである。これは、これらのロケットの打ち上げ者との間では、ロケットの製造及び打ち上げについて一括して契約を締結していることから、この契約形態に合わせて予算を計上したものである。

H-IIA四号機 ①七十九億七千二百万円 ②十三億九千六百万円 ③同年十二月十四日 ④及び⑤同事業団が自ら打ち上げ ⑥環境観測技術衛星「みどりⅡ」(ADEOS-Ⅱ)

H-IIA十二号機 ①九十一億五千百万円 ②十九億三百万円 ③平成十九年(二千七年)二月二十四日 ④内閣衛星情報センター ⑤同機構 ⑥情報収集衛星レーダ二号機及び光学三号機実証衛星

内閣衛星情報センター所長の人事については、職歴のほか、所長に求められる能力や適性等を公正かつ厳格に判断し、適材適所の観点から行っているものである。内閣衛星情報センターの出向者の人事についても、適材適所の観点から行っているものである。

予算上、「製造費と打ち上げ費を一括して計上しているのは、H-IIA七号機(平成十七年(二千五年)打ち上げ)、H-IIA九号機(平成十八年(二千六年)打ち上げ)及びH-IIA十三号機(平成十九年(二千七年)打ち上げ)からH-IIA十八号機(平成十九年(二千七年)打ち上げ)までのロケットである。これは、これらのロケットの打ち上げ者との間では、ロケットの製造及び打ち上げについて一括して契約を締結していることから、この契約形態に合わせて予算を計上したものである。

H-IIA五号機 ①八十五億五千二百万円 ②十九億二千七百万円 ③平成十五年(二千三年)三月二十八日 ④内閣衛星情報センター ⑤同事業団 ⑥情報収集衛星光学一号機及びレーダ一号機

H-IIA七号機及びH-IIA九号機並びにH-IIA十三号機からH-IIA十八号機までの各ロケットについては、予算上、「製造費と打ち上げ費を一括して計上しているため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、①一括して計上している予算額、②打ち上げ

内閣衛星情報センター所長の人事については、職歴のほか、所長に求められる能力や適性等を公正かつ厳格に判断し、適材適所の観点から行っているものである。内閣衛星情報センターの出向者の人事についても、適材適所の観点から行っているものである。

予算上、「製造費と打ち上げ費を一括して計上しているのは、H-IIA七号機(平成十七年(二千五年)打ち上げ)、H-IIA九号機(平成十八年(二千六年)打ち上げ)及びH-IIA十三号機(平成十九年(二千七年)打ち上げ)からH-IIA十八号機(平成十九年(二千七年)打ち上げ)までのロケットである。これは、これらのロケットの打ち上げ者との間では、ロケットの製造及び打ち上げについて一括して契約を締結していることから、この契約形態に合わせて予算を計上したものである。

H-IIA六号機 ①八十五億四千九百万円 ②十九億二千六百万円 ③同年十一月二十九日 ④内閣衛星情報センター ⑤独立行政法人宇宙航空研究開発機構 ⑥軌道投入に失敗した情報収集衛星光学機及びレーダ機

H-IIA八号機 ①八十七億八千七百万円 ②十二億六千九百万円 ③平成十八年(二千六年)一月二十四日 ④及び⑤同機構が自ら打ち上げ ⑥陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)

口、③打ち上げ依頼者、④打ち上げ者及び⑤搭載した衛星等の名称をお示しすると次のとおりである。

H—II A七号機 ①九十三億六千万円 ②平成十七年(二十五年)二月二十六日 ③国土交通省及び気象庁 ④株式会社ロケットシステム ⑤運輸多目的衛星新一号「ひまわり六号」(MTSAT—1R)

H—II A九号機 ①百一億二千二百万円 ②平成十八年(二十六年)二月十八日 ③国土交通省及び気象庁 ④同社 ⑤運輸多目的衛星新二号「ひまわり七号」(MTSAT—2)

H—II A十三号機 ①百十五億四千二百万円 ②平成十九年(二十七年)九月十四日 ③独立行政法人宇宙航空研究開発機構 ④三菱重工業株式会社 ⑤月周回衛星「かくや」(SELENE)

H—II A十四号機 ①百十四億二千八百万円 ②平成二十年(二十八年)二月二十三日 ③同機構 ④同社 ⑤超高速インターネット衛星「ぎずな」(WINDS)

H—II A十五号機 ①九十億二千三百万円 ②平成二十一年(二十九年)一月二十三日 ③同機構 ④同社 ⑤温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)

H—II A十六号機 ①九十四億九千万円 ②同年十一月二十八日 ③内閣衛星情報セン

ター ④同社 ⑤情報収集衛星光学三号機

H—II A十七号機 ①百三億三千万円 ②平成二十二年(三十年)五月二十一日 ③同機構 ④同社 ⑤金星探査機「あかつき」(PLANET—C)

H—II A十八号機 ①九十八億七千二百万円 ②同年九月十一日 ③同機構 ④同社 ⑤準天頂衛星初号機「みちびき」(二十九)について

H—II Aロケットについては、平成十四年(二十二年)六月十九日に総合科学技術会議において、また、同年六月二十六日に文部科学省宇宙開発委員会において、H—II Aロケットを我が国の基幹ロケットと位置付けるとともに、民間の効率的かつ迅速な経営手法によりコスト低減・信頼性向上を進めるため、その技術を民間に移転すべきである旨の意見がとりまとめられた。当該意見を踏まえ、同年十一月、宇宙開発事業団(当時)が公募を行い、技術移転先として三菱重工工業株式会社を選定し、平成十五年(二十三年)二月、同事業団と同社との間で、H—II A標準型を用いた打上げサービス事業の実施に係る基本協定が締結された。同年九月、同事業団等の統合により設立された独立行政法人宇宙航空研究開発機構と同社との間で技術移転契約が締結され、同契約に基づき、段階的に技術移転が実施され、平成十九年(二十七年)三月に

完了したものである。また、当該技術移転に際し、同社より国及び同機構に対する金銭の支払は行われていないが、同契約上、同社が国及び同機構以外の者から打ち上げを受託した場合は、同機構に対し、同社から金銭が支払われることとなっている。

(三十)について

お尋ねについては、国又は独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、三菱重工工業株式会社から、H—II A一号機からH—II A十八号機までのロケットの製造及び打ち上げに必要な経費について費用負担を求められた。当該必要な経費については、(二十八)について述べたとおり予算計上している。

平成二十三年七月十一日提出
質問 第三一六号

埋蔵電力に関する再質問主意書

提出者 山内 康一

埋蔵電力に関する再質問主意書

平成二十三年六月二十七日付けの「埋蔵電力に関する質問主意書」(以下、単に「質問主意書」という。)に対する七月五日の答弁書(内閣衆質一七七第二七四号)(以下、「答弁書」という。)では「御指摘の「埋蔵電力」については、把握していないこと」の点について、七月六日衆議院予算委員会において、渡辺喜美衆議院議員が質問を

したところ、菅総理大臣は、「この間、直接にも経産省にいろいろ依頼をして、自家発電所の特に火力について集計を、計算を出させております。なかなか、出てくる数字はもう既に使っているものが多いので、必ずしも利用できるものはそうたくさんはないんだという説明であります。私もまだ納得はいたしておりませんが、本当にどこまできちつと使えるものがあるのか、さらなる調査をするように指示をいたしている」と答弁した。また、七月八日、七月十日付けの日本経済新聞の朝刊においては、七月四日に経済産業事務次官らが菅総理に対し、企業の自家発電のうち使えるものは百八十万キロワットと報告していたと報道されている。

これらの点に関し、以下質問する。

一 経済産業省は、七月五日以前に質問主意書の埋蔵電力(以下、「埋蔵電力」という。)あるいはこれに類似するものの実態に関し、菅総理から調査の指示を受けていた事実はあるか。

二 一の事実がある場合、調査結果(最終結果ではないものも含む)についていつ報告をしたのか。

三 七月六日の予算委員会において、菅総理が埋蔵電力に関し、経産省に「計算を出させている」と答弁したのに、なぜ、七月五日の答弁書では菅総理の答弁とは異なる答弁をしたのか。その理由の詳細を答弁されたい。

四 海江田大臣は、七月五日の答弁書について閣議決定前に

- (一) その内容を知っていたか。
(二) その内容を知った上で、了解をしていたか。

五 菅総理は、七月五日の答弁書について閣議決定前に

- (一) その内容を知っていたか。
(二) その内容を知った上で、了解をしていたか。

六 埋蔵電力がどの程度あるかに関して、菅総理は、

- (一) これまでに資源エネルギー庁からのような報告を受けているか。
(二) 前述の「百八十万キロワット」という報告はあったか。

(三) もしあったとすれば、七月五日の答弁書及び六日の国会審議で、この数字を隠べいた理由は何か。

なお、この数字は、すでに報道されているものであり、本当にそのような報告があったのかなどについて、政府は説明すべきである。中間段階での数字なので開示できないなどということなく、正確に事実を説明し、また、もし報道が虚偽なのであればその旨を明確に回答されたい。

七 埋蔵電力がどの程度あるかに関して、海江田大臣は、
(一) これまでに資源エネルギー庁からのよ

うな報告を受けているか。

- (一) 前述の「百八十万キロワット」という報告はあったか。
(二) もしあったとすれば、七月五日の答弁書及び六日の国会審議で、この数字を隠べいた理由は何か。

なお、この数字は、すでに報道されているものであり、本当にそのような報告があったのかなどについて、政府は説明すべきである。中間段階での数字なので開示できないなどということなく、正確に事実を説明し、また、もし報道が虚偽なのであればその旨を明確に回答されたい。

八 答弁書において、菅総理の答弁と異なる内容である答弁書における「埋蔵電力」については、把握していない」という答弁に対する菅総理の所見如何。

九 埋蔵電力について、なぜ把握しようとしなかったのか。

十 経済産業省として、電力使用制限令を発出する前に、埋蔵電力のフル活用について検討し、埋蔵電力の実態について把握すべきであったと思うが、どうか。

十一 現在は、埋蔵電力の実態について調査をしているという理解でよいか。

十二 埋蔵電力の調査結果についていつ公表するのか。
右質問する。

内閣衆質・七七第三一六号
平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員山内康一君提出埋蔵電力に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山内康一君提出埋蔵電力に関する再質問に対する答弁書

一、二及び九について

経済産業省は、菅内閣総理大臣より、平成二十三年六月二十九日、家用電気工作物を設置する者が一般電気事業者へ売電可能な電力等に関する調査の指示を受け、同年七月四日、家用電気工作物を設置する者の一部に対する聞き取り調査の結果を踏まえた推計値が約百六十万キロワットである旨について、報告を行った。

三及び六から八までについて

菅内閣総理大臣及び海江田経済産業大臣は、一、二及び九について述べた推計値について報告を受けているが、これは家用電気工作物を設置する者の一部に対する聞き取り調査の結果を踏まえた中間的な段階での推計値であり、政府として確定したものではないことから、御指摘の答弁書においては、電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)第二条の規定により、家用電気工作物を設置する者から受けた報告に基づいて答弁したものである。

四及び五について

御指摘の答弁書については、海江田経済産業大臣の決裁を経た上で、閣議決定しており、菅内閣総理大臣も、その内容を了解している。

十について

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二十七条に基づく電気の使用制限の発動以前の平成二十三年三月末から同年四月中旬にかけて、東京電力株式会社及び東北電力株式会社の供給区域内における最大出力一万キロワット以上の火力を原動力とする家用電気工作物を設置する百七十七者に対して、一般電気事業者へ売電可能な電力の有無について聞き取り調査を行った上で、出力増強の要請や燃料費補助等の支援を行ってきたところである。

十一及び十二について

現在、電気関係報告規則に基づく報告義務がある最大出力千キロワット以上の家用電気工作物を設置する者に対して、一般電気事業者へ売電可能な電力の有無等についての調査を行っており、その結果については、取りまとめ次第、明らかにしたいと考えている。

平成二十三年年度一般会計補正予算(第2号)

右
国会に提出する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

平成23年度一般会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 既定の平成23年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	平成23年度成立予算額(千円)	補 正 額			改平成23年度予算額(千円)
		追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	差 引 額(千円)	
歳 入	92,716,694,165	1,998,776,718	0	1,998,776,718	94,715,470,883
歳 出	92,716,694,165	1,998,776,718	0	1,998,776,718	94,715,470,883

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」及び「繰越明許費補正要求書」は、別に添付する。

第4条 平成23年度一般会計予算総則第11条第1項の債務保証契約の限度額の表中

「21 地方公共団体金融機構		
----------------	--	--

を

地方公共団体金融機構 債券に係る債務	「地方公共団体金融機構 法」附則第16条第1項	額面総額710,000,000千円及びその利 息に相当する金額
21 地方公共団体金融機構 地方公共団体金融機構 債券に係る債務	「地方公共団体金融機構 法」附則第16条第1項	額面総額710,000,000千円及びその利 息に相当する金額
22 原子力損害賠償支援 機構 原子力損害賠償支援機 構債及び借入金に係る 債務	「原子力損害賠償支援機 構法」(仮称)	額面総額及び元本金額の合計額 2,000,000,000千円並びにその利息に 相当する金額

に改める。

第5条 「甲号歳入歳出予算補正」に計上した東日本大震災復旧・復興予備費は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費以外には使用しないものとする。

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管 部 款 項	補 正 額		
	追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
財 務 省 前年度剰余金受入	1,998,776,718	0	1,998,776,718
前年度剰余金受入	1,998,776,718	0	1,998,776,718
前年度剰余金受入	1,998,776,718	0	1,998,776,718

歳 出						
所 管	組	機 織	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
内 閣 府 内 閣 府 総 務 省 外 務 省	内 閣 府	官 房	内 閣 官 房 共 通 費	3,090,210	0	3,090,210
	内 閣 府	本 府	防 災 政 策 費	318,178,009	0	318,178,009
	総 務 省	本 省	地 方 交 付 税 交 付 金	545,469,150	0	545,469,150
	外 務 省	本 省	広 報 文 化 交 流 及 報 道 対 策 費	684,884	0	684,884
	外 務 省	公 館	在 外 公 館 共 通 費	278,750	0	278,750
	計		広 報 文 化 交 流 及 報 道 対 策 費	536,396	0	536,396
				815,146	0	815,146
			外 務 省 所 管 補 正 額 合 計	1,500,030	0	1,500,030
			財 政 策 金 融 費	600,000	0	600,000
	財 務 省	財 務 省	東 日 本 大 震 災 復 旧 ・ 復 興 予 備 費	800,000,000	0	800,000,000
文 部 科 学 省	文 部 科 学 省	本 省	計	800,600,000	0	800,600,000
			私 立 学 校 振 興 費	405,143	0	405,143
			放 射 能 調 査 研 究 費	6,020,581	0	6,020,581
			原 子 力 安 全 対 策 費	6,682,576	0	6,682,576
			研 究 開 発 推 進 費	1,030,361	0	1,030,361
			電 源 開 発 促 進 税 財 源 電 源 立 地 対 策 及 電 源 利 用 対 策 費 工 ン ー 半 一 対 策 特 別 会 計 へ 繰 入	4,800,000	0	4,800,000
			電 源 立 地 対 策 費 工 ン ー 一 対 策 特 別 会 計 へ 繰 入	1,697,817	0	1,697,817
			原 子 力 損 害 賠 償 補 償 費	120,299,448	0	120,299,448
			公 立 文 教 施 設 整 備 費	4,100,129	0	4,100,129
			計	145,036,055	0	145,036,055
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 省	本 省	児 童 福 祉 施 設 整 備 費	455,504	0	455,504

農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省 庁 農 林 水 産 野 庁 水 産 庁 農 林 水 産 省 所 管 補 正 額 合 計 資 源 工 ネ ル ギ ー 庁	独立行政法人福祉医療機構出資	4,000,000	0	4,000,000	
		計	4,455,504	0	4,455,504	
		農山漁村6次産業化対策費	500,000	0	500,000	
		林産物供給等振興対策費	100,230	0	100,230	
		漁村振興対策費	19,316,359	0	19,316,359	
		原子力損害賠償支援対策費工ネルギー対策特別会計へ繰入	19,916,589	0	19,916,589	
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費工ネルギー対策特別会計へ繰入	27,000,000	0	27,000,000	
		電源立地対策費工ネルギー対策特別会計へ繰入	62,362,604	0	62,362,604	
		計	15,819,814	0	15,819,814	
		計	105,182,418	0	105,182,418	
中 小 企 業 庁	中小企業事業環境整備費	30,737,439	0	30,737,439		
	経営革新・創業促進費	3,023,299	0	3,023,299		
	独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	21,588,015	0	21,588,015		
	計	55,348,753	0	55,348,753		
	経済産業省所管補正額合計	160,531,171	0	160,531,171		
歳 出 補 正 額 総 計		1,998,776,718	0	1,998,776,718		

丙号 繰越明許費補正

所 管	組 織	事 項	所 管	組 織	事 項
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	(項) 研究開発推進費のうち 原子力損害賠償仲介調査委 託費	経 済 産 業 省	中 小 企 業 庁	(項) 経営革新・創業促進費のうち 中小企業経営支援等対策委 託費(岩手県、宮城県及び 福島県における中小企業再 生支援協議会事業費に限 る。)
		原子力損害賠償補償費			

平成二十三年 一般会計補正予算(第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、歳出面において、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すため、必要となる経費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入れを計上するなど所要の補正措置を講ずるものである。

また、予算総則において、原子力損害賠償支援機構(仮称)に資金拠出するための交付国債の発行限度額二兆円を定めるとともに、政府保証限度額二兆円を定めることとしている。

本補正の結果、平成二十三年 一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	
成立予算	九二、七二六、六九四百万円
補正第2号	一、九九八、七七七百万円
計	九四、七二五、四七一百万円
歳出	
成立予算	九二、七二六、六九四百万円
補正第2号	一、九九八、七七七百万円
計	九四、七二五、四七一百万円
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
歳入	
前年度剰余金受入	一、九九八、七七七百万円
計	一、九九八、七七七百万円
歳出	
1 原子力損害賠償法等関係経費	二七五、四〇四百万円
(1) 原子力損害賠償法関係経費	二四七、三八三百万円

(2) 原子力損害賠償支援機構法(仮称)関係経費

2 被災者支援関係経費

二八、〇二二百万円
三七七、三八六百万円

(1) 二重債務問題対策関係経費

七七、三八六百万円

(2) 被災者生活再建支援金補助金

三〇〇、〇〇〇百万円

3 東日本大震災復興対策本部運営経費

五一八百万円

4 東日本大震災復興・復興予備費

八〇〇、〇〇〇百万円

5 地方交付税交付金

五四五、四六九百万円

計

一、九九八、七七七百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、みんなの党から、「平成二十三年 一般会計補正予算(第2号)、平成二十三年 特別会計補正予算(特第2号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。右報告する。

平成二十三年七月二十日

予算委員長 中井 治

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年 特別会計補正予算(特第2号)

右

国会に提出する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

平成23年度特別会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成23年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び
財務省所管

財務省所管

文部科学省、経済産業省及び環境省所管

厚生労働省所管

国債整理基金
エネルギー対策
労働保険

第2条 エネルギー対策特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「繰越明許費補正要求書」は、別に添付する。

第4条 エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「原子力損害賠償支援機構法」

（仮称）による改正後の「特別会計に関する法律」の規定による借入金及び証券の限度額は、2,000,000,000千円とする。

第5条 平成23年度特別会計予算総則第8条第1項の各特別会計の一時借入金等の限度額の表中

を

「エネルギー対策」	エネルギー対策	エネルギー供給勘定	1,183,400,000千円
	原子力損害賠償支援勘定		2,000,000,000

に改める。

第6条 「原子力損害賠償支援機構法」（仮称）の規定により原子力損害賠償支援機構が特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いるために発行することができる国債の金額の限度は、2,000,000,000千円とする。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正			額	
				追 加	修 正 減 少	差 引	額 (千円)	額 (千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金勘定	入	一般会計より受入 一般会計より受入 地方交付税交付金	545,469,150 545,469,150 545,469,150	0 0 0	545,469,150 545,469,150 545,469,150	545,469,150 545,469,150 545,469,150	545,469,150 545,469,150 545,469,150
				2,010,000,000	0	2,010,000,000	2,010,000,000	2,010,000,000
				3,080,601,887	0	3,080,601,887	3,080,601,887	3,080,601,887
				3,080,601,887	0	3,080,601,887	3,080,601,887	3,080,601,887
財務省	歳出 歳入 国債整理基金 入	他会計より受入 公債 前年度剰余金受入	他会計より受入 公債 前年度剰余金受入	2,010,000,000 2,010,000,000 3,080,601,887	0 0 0	2,010,000,000 2,010,000,000 3,080,601,887	2,010,000,000 2,010,000,000 3,080,601,887	2,010,000,000 2,010,000,000 3,080,601,887
				5,090,601,887	△ 3,080,601,887	△ 3,080,601,887	△ 3,080,601,887	△ 3,080,601,887
				0	△ 3,080,601,887	△ 3,080,601,887	△ 3,080,601,887	△ 3,080,601,887
				5,090,601,887	△ 3,080,601,887	△ 3,080,601,887	△ 3,080,601,887	△ 3,080,601,887

文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策 電源開発促進勘定 歳入 歳出 原子力損害賠償支援勘定 歳入 歳出	他会計より受入 他会計より受入 原子力損害賠償支援証券及 借入金収入	電源立地対策財源一般会計 より受入 電源立地対策費 一般会計より受入 原子力損害賠償支援証券及 借入金収入	84,680,235	0	84,680,235
				84,680,235	0	84,680,235
				84,680,235	0	84,680,235
				27,000,000	0	27,000,000
				27,000,000	0	27,000,000
				2,000,000,000	0	2,000,000,000
				2,000,000,000	0	2,000,000,000
				2,027,000,000	0	2,027,000,000
				7,000,000	0	7,000,000
				10,000,000	0	10,000,000
厚生労働省	労働保険勘定 歳入 歳出	歳入 歳出	補正額 原子力損害賠償支援機構出 資 原子力損害賠償支援資金へ 繰入 国債整理基金特別会計へ繰 入	2,010,000,000	0	2,010,000,000
				2,027,000,000	0	2,027,000,000
				補正額	0	2,027,000,000
				労働安全衛生対策費	0	88,889

丙号 繰越明許費補正

所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項
文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策 電源開発促進勘定	(項) 電源立地対策費のうち 原子力施設等防放射能等委 託費(環境放射能水準調査 等委託費のうち環境放射能 水準調査委託費に限る。)			原子力施設等防放射能等委 託費(海洋環境放射能総合 評価委託費のうち海洋環境 における放射能調査及び総 合評価事業費に限る。)

平成二十三年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計、労働保険特別会計の四特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

交付税及び譲与税配付金勘定

成立予算 五四、二八八、九五一 五三、〇八四、三五九

補正第2号 五四五、四六九 五四五、四六九

計 五四、八三四、四二〇 五三、六二九、八二八

2 国債整理基金特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

成立予算 二〇六、四一七、〇三一 一九四、四一七、〇三一

補正第2号 二、〇一〇、〇〇〇 二、〇一〇、〇〇〇

計 二〇八、四二七、〇三一 一九六、四二七、〇三一

3 エネルギー対策特別会計

東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するため、エネルギー対策特別会計に原子力損害賠償支援勘定(仮称)を設けることとしている。

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

(1) 電源開発促進勘定

成立予算 三三〇、〇二二 三三〇、〇二二

補正第2号 八四、六八〇 八四、六八〇

計 四一四、七〇二 四一四、七〇二

(2) 原子力損害賠償支援勘定

成立予算

補正第2号 二、〇二七、〇〇〇 二、〇二七、〇〇〇

計 二、〇二七、〇〇〇 二、〇二七、〇〇〇

4 労働保険特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

労災勘定 一、一五八、三三四 一、一三八、五八五

成立予算 一、一五八、三三四 一、一三八、五八五

補正第2号 一、一五八、三三四 一、一三八、五八五

計 一、一五八、三三四 一、一三八、五八五

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、みんなの党から、「平成二十三年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(補正予算(特第2号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。右報告する。

平成二十三年七月二十日

予算委員長 中井 治

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理について、財政法第六条第一項の規定の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成二十三年歳入歳出の決算上の剰余金(第2号)の編成に当たり、新たな国債発行に依存しないとの観点から、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌年度までに公債又は借入金金の償還財源に充てなければならぬと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成二十二年歳入歳出の剰余金については適用しないこととするものである。なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理について財政法第六条第一項の規定の特例を定めることは、必要にしてやむを得ないものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金のうち一兆四千五百三十三億円については、平成二十三年歳入歳出の決算上の剰余金において、一般財源に充当することとしている。右報告する。

平成二十三年七月二十日

財務金融委員長 石田 勝之

衆議院議長 横路 孝弘殿

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助

及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。第三章中第五条の次に次の一条を加える。

(被災者生活再建支援法に定める補助の特例)

第五条の二 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第三条第一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第二号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「二分の一」とあるのは、「五分の四」とする。

2 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

東日本大震災に対処するため、被災者生活再建支援法に定める国の補助率の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災に対処するため、被災者生活再建支援法に定める国の補助率の特例を定める法律案及び同報告書

者生活再建支援法に定める国の補助率の特例を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 被災者生活再建支援法に定める補助の特例

(一) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する支援金について、国が支援金の額の五分の四に相当する額の補助を行うものとする。

(二) (一)の規定は、平成二十三年三月十一日から適用するものとする。

2 附 則

この法律は、公布の日から施行するものとする。

議案の可決理由

本案は、東日本大震災に対処するため、被災者生活再建支援法に定める国の補助率の特例を定めようとするものであり、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、三千五百二十億円である。

右報告する。

平成二十三年七月二十日

災害対策特別委員長 吉田おさむ

衆議院議長 横路 孝弘殿

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	
東京〇五―八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二三〇円 二二〇円